

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書

XV-3

— 蒲生郡蒲生町 堂田・市子遺跡 —

1988

滋賀県教育委員会

財団 法人 滋賀県文化財保護協会

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書

XV-3

— 蒲生郡蒲生町 堂田・市子遺跡 —

1988

滋賀県教育委員会
財団 滋賀県文化財保護協会

序

県下のは場整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査については、は場整備事業の拡大とともに、その件数も年々増加しているところであります。こうした状況のもと、調査が工事と並行して円滑に実施できるように鋭意努力しているところです。

先人が残してくれた文化財は、現代を生きる我々のみならず子々孫々に至る貴重な宝でもあります。このような大切な文化遺産を破壊することなく、後世に引き継いでいくためには、広く県民の方々の文化財に対する深い御理解と御協力を得なければなりません。

ここに、昭和62年度に実施しました県営は場整備事業に係る発掘調査の結果を取りまとめましたので、御高覧のうえ今後の埋蔵文化財の御理解に役立てていただければ幸いです。

最後に、発掘調査の円滑な実施に御理解と御協力を頂きました地元の方々、並びに関係機関に対して厚く御礼申し上げます。

昭和63年3月

滋賀県教育委員会

教育長 飯田志農夫

例　　言

1. 本書は、昭和62年度県営は場整備事業に伴う蒲生郡蒲生町堂田遺跡・市子遺跡の発掘調査報告書で、昭和62年度に発掘調査し、整理したものである。
2. 本調査は、中世集落跡平塚遺跡を対象としていたが、隣接する古墳時代集落跡堂田遺跡に関する遺構を多く調査したため、ここに堂田遺跡・市子遺跡の調査報告として改めた。
3. 本調査は、県農林部からの依頼により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、(財)滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。
4. 本書で使用した方位は磁針方位に基づき、高さについては東京湾の平均海面を基準としている。
5. 本事業の事務局は次のとおりである。

滋賀県教育委員会

文化財保護課長	服部　正
〃　課長補佐	田口宇一郎
埋蔵文化財係長	林　博通
〃　技師	木戸　雅寿
管理係主任主事	山出　隆

財団法人滋賀県文化財保護協会

理事長	吉崎　貞一
事務局長	中島　良一
埋蔵文化財課長	近藤　滋
調査三係長	兼康　保明
〃　技師	宮崎　幹也
総務課長	山下　弘
主任主事	東浦　良子

6. 本書の執筆・編集は、調査担当者宮崎幹也が行った。
7. 出土遺物や写真・図面については滋賀県教育委員会で保管している。

目 次

序

例言

1.はじめに	1
2.位置と環境	3
3.堂田遺跡の調査	5
(1) 第1トレンチ～第4トレンチ	5
(2) 第13トレンチ～第16トレンチ	23
4.小字遺跡の調査	24
(1) 第5トレンチ～第9トレンチ	24
(2) 第10トレンチ～第12トレンチ	26
5.まとめ	33
6.おわりに	39

挿 図 目 次

第1図 遺跡位置図	1	第15図 S H8705 出土遺物	14
第2図 周辺遺跡分布図	2	第16図 S H8707 遺構と遺物	15
第3図 調査トレンチ配置図	4	第17図 S H8708 遺構と遺物	17
第4図 第1トレンチ～第4トレンチ平面図	6	第18図 S H8709 遺構と遺物	19
第5図 第1トレンチ～第4トレンチ遺構図	7	第19図 S H8710 遺構と遺物	20
第6図 S D8701 出土遺物	8	第20図 S H8711 遺構と遺物	21
第7図 S D8702 土層堆積図	9	第21図 S H8713 遺構と遺物	22
第8図 S D8702 出土遺物	9	第22図 第13トレンチ・第16トレンチ遺構図	23
第9図 S X8701・S X8702 遺構図	10	第23図 第5トレンチ～第7トレンチ平面図	24
第10図 S X8701 出土遺物	11	第24図 第8トレンチ・第9トレンチ遺構図	25
第11図 S K8701 出土遺物	11	第25図 第10トレンチ遺構図・S X8704断面図	27
第12図 S H8701・S H8702 遺構と遺物	12	第26図 第10トレンチ 出土遺物	28
第13図 S H8703・S H8704 遺構図	13	第27図 第11トレンチ・第12トレンチ 遺構図	31
第14図 S H8705 遺構図	13	第28図 カマド遺構図	35

図 版 目 次

図版 1 (上)	塙田遺跡 調査前風景	図版 20 (上)	S H8705カマド
(下)	作業風景	(下)	S H8708 (北より)
図版 2	全景 (北より)	図版 21 (上)	S H8705東壁
		(下)	遺物出土状況
図版 3 (上)	調査地全景 (北より)	図版 22 (上)	S H8709 (南より)
(下)	調査地全景 (東より)	(下)	S H8709 (西より)
図版 4	調査地全景	図版 23 (上)	S H8709 (南西より)
		(下)	S H8709カマド
図版 5 (上)	S X8701 (南東より)	図版 24 (上)	S H8709カマド
(下)	S X8701 (北西より)	(下)	S H8709カマド内遺物出土状況
図版 6	S X8701全景	図版 25 (上)	S H8711 (東より)
		(下)	S H8711カマド
図版 7 (上)	S X8701 (北西より)	図版 26 (上)	S H8711 (東より)
(下)	S X8701・S X8702	(下)	S H8713 (西より)
図版 8 (上)	S X8701周溝北西部	図版 27 (上)	第13トレンチ (東より)
(下)	S X8701遺物出土状況	(下)	S H8714 (南東より)
図版 9 (上)	S K8701 (南より)	図版 28 (上)	第15トレンチ (南より)
(下)	土壤状造構	(下)	第15トレンチ (北より)
図版 10 (上)	S D8702 (南より)	図版 29 (上)	第16トレンチ (東より)
(下)	第4トレンチ (北より)	(下)	S H8715 (西より)
図版 11 (上)	第1トレンチ (西より)	図版 30 (上)	第16トレンチ (北東より)
(下)	S H8701・S H8702 (西より)	(下)	S H8716 (北東より)
図版 12 (上)	S H8701 (南西より)	図版 31 (上)	市子遺跡 第10トレンチ (東より)
(下)	S H8703・S H8704 (南西より)	(下)	第10トレンチ (東より)
図版 13	墓域区と居住区	図版 32 (上)	第10トレンチ (西より)
		(下)	第10トレンチ土層断面
図版 14 (上)	全景 (東より)	図版 33 (上)	S X8704 (北東より)
(下)	全景 (西より)	(下)	S X8704 (北東より)
図版 15 (上)	S D8701 (東より)	図版 34 (上)	第10トレンチ (北東より)
(下)	豊穴住居跡 (東より)	(下)	S X8704周溝上部
図版 16 (上)	豊穴住居跡群 (西より)	図版 35 (上)	第10トレンチ西部
(下)	豊穴住居跡群 (北西より)	(下)	S B8701 (南東より)
図版 17 (上)	S H8705 (南より)	図版 36 (上)	第10トレンチ (北より)
(下)	S H8705 (西より)	(下)	S K8705 (北より)
図版 18 (上)	S H8710 (南より)		
(下)	S H8710 (西より)		
図版 19 (上)	S H8710柱穴		
(下)	S H8710柱穴		

- 図版 37 (上) S X8706 (南より)
(下) S X8706周溝断面
- 図版 38 (上) 第11トレンチ (北より)
(下) S K8705 (北より)
- 図版 39 (上) 第12トレンチ (東より)
(下) 柱列遺構
- 図版 40 (上) 第12トレンチ小河川
(下) 第12トレンチ
- 図版 41 (上) 第8トレンチ柵掘小溝群
(下) 第8トレンチ下層遺構
- 図版 42 (上) 第6トレンチ (北より)
(下) 第8トレンチ (南より)
- 図版 43 (上) 第9トレンチ (東より)
(下) 第13トレンチ (西より)
- 図版 44 出土遺物

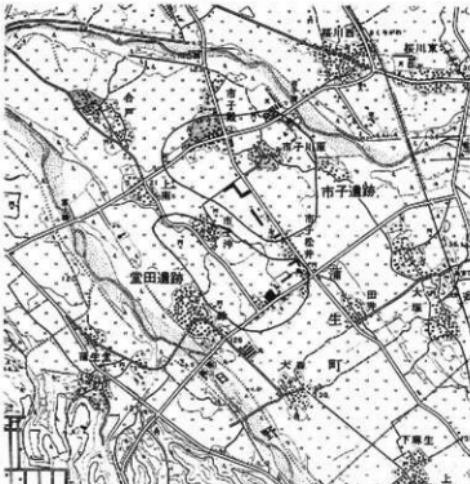
1. はじめに

本報告は、原當は場整備事業（蒲生中部地区市子殿第2工区・市子松井第2工区）に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果である。

当該地には、旧古川を挟んで平塚遺跡・市子遺跡・田井遺跡・堂田遺跡が所在しており、当初、平塚遺跡と市子遺跡に関連する遺構の拡がりが予想されていたが、調査した結果、南部の地区では堂田遺跡の関連遺構が確認され、北部の地区では市子遺跡の関連遺構が確認された。このため、本報告は、堂田遺跡と市子遺跡の発掘調査報告となった。

堂田遺跡は、古墳時代の集落跡を中心とする遺跡であるが、绳文時代の石器散布が周知されるのを始め、弥生時代から室町時代に至る多時期の遺構と遺物が確認されており、複合遺跡として理解される。このうち、集落跡としての遺構が明らかになるのは、弥生時代後期のことであり、この後、古墳時代中期に遺構数が増大し、集落拡大の画期が認められる。また、遺構のうち河川跡から出土した4点の木製馬糸は、古墳時代の農業技術を知る貴重な資料と評価されている。

一方の市子遺跡は、弥生時代の遺跡として知られ、中期後葉を中心とする方形周溝墓群が確認されている。この遺跡は、同時期として、日野川水系の最も上流域に所在する遺跡の1つであり、日野川対岸に所在するアリヲジ遺跡・野瀬遺跡と近接する。市子遺跡より検出した方形周溝墓は、旧川古川によって形成されたと思われる沼沢地の西岸部に密集することが、昭和60年度の調査で明らかにされ、そのさらに西方に同時期の竪穴住居跡と平安時代の掘立柱建物群が確認されている。また昭和62年度の別件調査では、沼沢地の東岸部に古墳時代後期の集落跡が確認され、市子遺跡もまた、多時期に及ぶ複合遺跡として理解される。



第1図 遺跡位置図



第2図 周辺遺跡分布図(約5万分の1縮尺)

- | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1. 堂田遺跡 | 2. 市子遺跡 | 3. 平塚遺跡 | 4. 田井遺跡 | 5. 麻生遺跡 |
| 6. 塔の堂遺跡 | 7. 神開遺跡 | 8. 宮の前遺跡 | 9. 谷川筋古墳群 | 10. 下森遺跡 |
| 11. 番場遺跡 | 12. 播沢遺跡 | 13. 十神師遺跡 | 14. 中羽田古墳群 | 15. 五反田遺跡 |
| 16. 八幡社古墳群 | 17. 新巻D古墳群 | 18. 服部古墳群 | 19. 永田遺跡 | 20. 内堀遺跡 |
| 21. 登り道遺跡 | 22. 二本松古墳群 | 23. 丸塚古墳群 | 24. 布施山城跡 | 25. 稲垂山古墳群 |
| 26. 千石岩屋古墳 | 27. 孤塚古墳 | 28. 玉緒山古墳群 | 29. 布施遺跡 | 30. 芝原南遺跡 |
| 31. 豊燒谷遺跡 | 32. 黒丸西遺跡 | 33. 玉緒遺跡 | 34. 黒丸北遺跡 | 35. 南黒丸遺跡 |
| 36. 豊燒谷遺跡 | 37. 池の谷遺跡 | 38. 平子古墳群 | 39. 時雨谷遺跡 | 40. 竹ノ鼻遺跡 |
| 41. 十一遺跡 | 42. 温屋ケ谷遺跡 | 43. 北谷遺跡 | 44. 石塔寺A遺跡 | 45. 石塔寺B遺跡 |
| 46. 内田古墳 | 47. 一の谷古墳 | 48. 蓮華教寺遺跡 | 49. 豊燒谷遺跡 | 50. 綺田遺跡 |

51. 新巻C古墳群	52. 安吉山古墳群	53. 犀額遺跡	54. 平石古墳群	55. 雪野寺跡
56. 天神山古墳群	57. 野寺遺跡	58. 野寺城跡	59. 火打谷古墳群	60. 定石古墳群
61. 定石古墳	62. 谷内遺跡	63. 香積遺跡	64. 天狗前古墳群	65. 平石姿田古墳
66. 鮎子田遺跡	67. 木村古墳群	68. 川合遺跡	69. 本郷遺跡	70. 河井城跡
71. 當の前遺跡	72. 宮井遺跡	73. 野瀬遺跡	74. 上南城遺跡	75. 東山北古墳
76. 東出南古墳	77. 小路海道遺跡	78. 麋々塙遺跡	79. 法教寺遺跡	80. 法教寺遺跡
81. 辻岡山A遺跡	82. 辻岡山B遺跡	83. アリヲラジ遺跡	84. 薄生堂遺跡	85. 上の山古墳
86. 中山北遺跡	87. 金折山遺跡	88. 作谷遺跡	89. 隆溝寺遺跡	90. 金光院遺跡
91. 長楽寺遺跡	92. 金剛定寺遺跡	93. 大将軍塚遺跡	94. 中山北遺跡	95. 德谷遺跡
96. 杉ノ木遺跡	97. 大塚城跡	98. 切削遺跡	99. 飯道塚古墳群	100. 山端遺跡
101. 七ツ塚古墳群	102. 東大塚古墳	103. 飯ケ塚古墳	104. 岡本遺跡	105. 外広遺跡
106. 興媛塚遺跡	107. 山畠遺跡	108. 平塚古墳	109. 向山遺跡	110. 焼山遺跡
111. 月ヶ岡遺跡	112. 里裏遺跡	113. 明性寺遺跡	114. 野瀬遺跡	115. 小谷城跡
116. 小谷古墳	117. 山之添遺跡	118. 口山遺跡	119. 口山東遺跡	120. 小御門A遺跡
121. 小御門B遺跡	122. 小御門C遺跡	123. 内池遺跡	124. 北代遺跡	125. 内池館遺跡

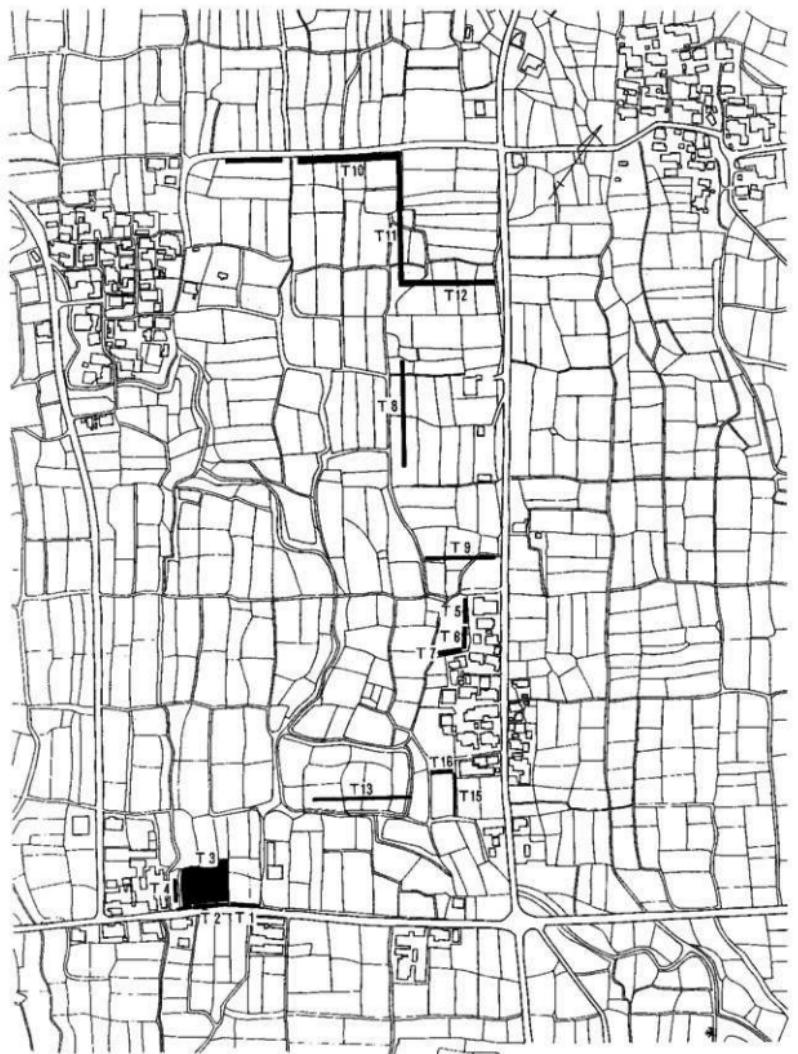
2. 位置と環境

蒲生町の地理および遺跡の立地については、これまで数多くの報告書の中で言及されており、この項では、二遺跡の立地する環境の概略のみ述べることとする。

西部の日野川と東部の佐久良川に挟まれた沖積地上に数多くの遺跡が発見されたのは、ここ10年以内のことであり、蒲生町教育委員会の実施した詳細分布調査の成果によるものである。この沖積地上には開発に適した水利形態が残されており、北部では東方の佐久良川より分流する小河川が、南部では西方の日野川より分流する小河川が、それぞれ縱横無尽に走り、水稻耕作に適した低地の様相が示されている。このうち南部の群は、日野川右岸第2段丘上に密集しており、蒲生町麻生遺跡・外広遺跡・日野町宮ノ前遺跡・田寺遺跡・下森遺跡などが知られる。^① このうち日野町宮ノ前遺跡では、東西に伸びる谷地の利を生かし、弥生時代後期に集落が出現するが、存続期間は短期で、これらの集落群の開発は、6世紀後葉から7世紀前葉を中心に活発化する。一方の北部の群では、前者より低地に立地しており、蒲生町平塚遺跡・田井遺跡・堂田遺跡・市子遺跡が所在し、弥生時代中期から後期にかけての造構と遺物が広範囲に確認される他、5世紀前葉から6世紀前葉を中心に開発が活発化する。^②

これらの遺跡の旧地形は、沖積低地において起伏に富むものであったが、蒲生郡条里の開発に伴い、小河川が整備され、水田地が均高化されている。したがって土層堆積では、表土下の比較的深い地点で、条里開発に伴う整地面に至り、景観地割に合致した素掘小溝群を検出することが多く、この整地面において、削平を受けた弥生時代の方形周溝墓や、埋設された古墳時代の旧河道が頻繁に確認されている。

隣接する平塚・田井・堂田・市子の4遺跡は、沖積低地を蛇行しながら西進する古川に接して立地しており、堂田遺跡は左岸に、市子遺跡は右岸に、それぞれ位置する。先述した通り、集落の出現は右岸の沼沢地周辺が先行し、方形周溝墓と水田を低湿地に開削した箇所が弥生時代集落跡市子遺跡となり、後出する左岸の沖積低地上に拡がる住居区が古墳時代集落跡堂田遺跡となっている。



第3図 調査トレンチ配置図（約4千分の1縮尺）

3. 堂田遺跡の調査

堂田遺跡および市子遺跡の調査は、ほ場整備事業のうち切土箇所と排水路箇所から約4570m²を対象とし、計16地点のトレンチを設定した。このうち、第1トレンチ～第4トレンチ・第13トレンチ～第16トレンチにおいて堂田遺跡の遺構を確認し、第5トレンチ～第12トレンチにおいては市子遺跡の遺構を確認した。なお、市子遺跡の調査では、一部に県営かんがい排水事業に伴う発掘調査と平行する箇所があるが、報告の都合上、本報告の中に収録した。

発掘調査は、0.4m級バックホウによって表土と堆積土を掘削した後、人力により遺物包含層を掘削し、遺構面を精査する方法をとった。検出した遺構については、遺構内掘削の後、写真撮影を実施し、遺構平面図と土層断面図の実測を実施し、遺構密度の高い第1トレンチ～第4トレンチについては、空中写真測量を採用した。

両遺跡の発掘調査は、昭和62年5月に開始し、同年10月に終了した。また、昭和63年3月までを整理期間とした。

(1) 第1トレンチ～第4トレンチ

調査範囲の南部に位置する第1トレンチ～第4トレンチは、東部が一段高くなった水田地を示し、試掘調査によって、堅穴住居の存在が明らかになっていた。調査区の南部では、町道を隔てて田井遺跡と接しており、地形上の高まりは、田井遺跡側へと続き、現在製材所敷地内へと続いている。

この地点の上層堆積は、耕作土・床土・淡灰褐色砂質土と続き、約5～15cmの灰褐色土を経て、遺構面に至る。このうち灰褐色土は、遺物包含層としての性格を持つが、同層上面にも素掘小溝群の遺構を分布させており、これを上層遺構・下層遺構として取り扱う。

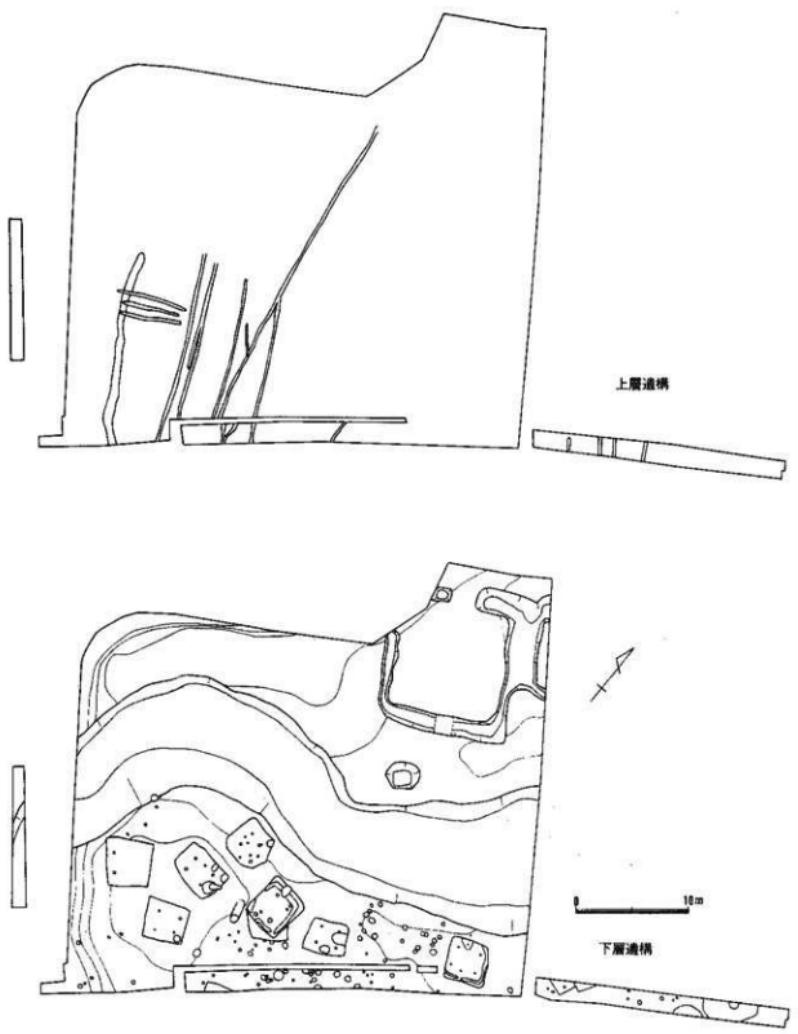
1. 上層遺構

床土直下の淡灰褐色砂質土の中には、若干量ながら、須恵器・土師器・黑色土器・灰釉陶器等が包含されており、同層削平後に現れる素掘小溝群の埋土も又、同じ遺物を含む淡灰褐色砂質土である。

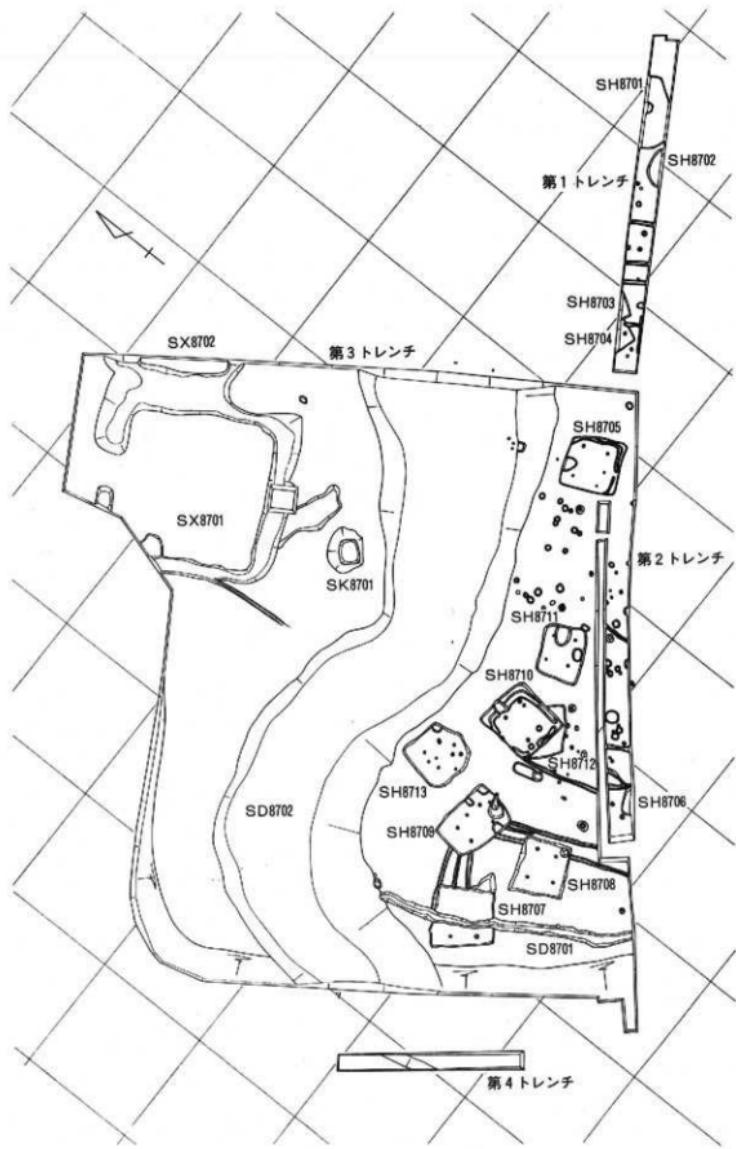
素掘小溝群は、その断片が調査区の全域で検出されたが、明らかに溝として判別できるものは、調査区の西部および南部に集中している。小溝の形状は、幅15～20cm・深さ5～10cmを測る基底部の平坦なもので、主軸方位N11°WのものとN24°W前後のものが確認された。

これらの素掘小溝群は、現行の水田に先行する遺構であるが、規制する畦畔遺構や水路が検出されておらず、蒲生郡条里の普及範囲末端にあって、条里方位より幾分ずれた方位の素掘溝であることがわかる。

同種の遺構のうちには、普及条里内にあって、畦畔や水路によって規制された条里と同一方位の小溝や、直交する小溝を確認する事があるが、ここでは、条里方位に合致していないため、現行条里の末端普及が、比較的新しい時期を示すと考えられる。



第4図 第1トレンチ～第4トレンチ平面図



第5図 第1トレンチ～第4トレンチ遺構図

2 下層遺構

調査区中央には、S字状に蛇行する溝（SD 8702）が走り、その北部では方形周溝墓（SX 8701・SX 8702）と土拡（SK 8701）を検出し、南部では13棟の堅穴住居跡（SH 8701～SH 8713）と1条の溝（SD 8701）を検出した。

SD 8701

堅穴住居（SH 8707）と溝（SD 8702）の埋土を開削する遺構で、幅80cm～1m15cm・深さ30cmを測る。

出土遺物には、須恵器の杯蓋（1・2）と杯（3）がある。いずれも後述する堅穴住居群の出土遺物と同様式のものであり、遺構埋設時に住居跡側から流入したものであろう。



第6図 SD 8701出土遺物

SD 8702

第4トレンチの中央で検出したSD 8702は、幅9～18m・深さ80cmの規模を測り、S字形に蛇行しながら第4トレンチの東方から南西方向へと伸びる。

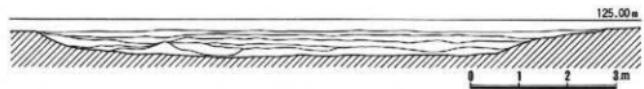
遺構断面は極めてゆるやかな傾斜を持ち、その埋土は大別して四層に区別される。上層堆積は上から順に、暗茶褐色粘質土・淡灰褐色粘質土・暗灰褐色粘質土・暗青灰色粘質土と続き、基底部の要所には、暗灰色の細砂が認められる。

遺構は、その形状から自然流路（小河川）であるか、人工的な溝であるか判別することはできない。SD 8702は、その北部に二基以上の方形周溝墓と土拡から構成される墓域区を持つが、そのさらに北側では地形が低くなるため、墓域区は南北に狭く、東西に広いことが予測される。また南部には十三棟以上の堅穴住居跡群が所在しており、居住区としての性格を窺わせる。居住区の南方と東方は、トレンチ外部でも現行の微高地が続いており、広範な居住区の存在が予測される。

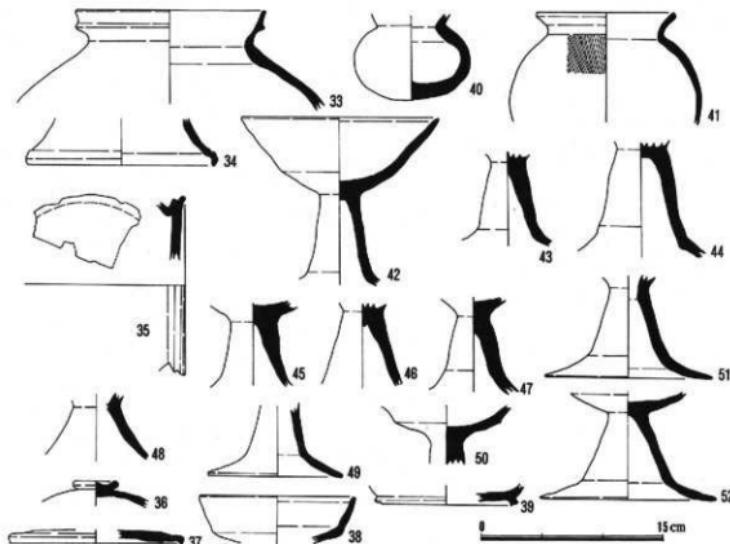
すなわちSD 8702は、微高地の上を蛇行しながら、北部の墓域区と南部の居住区を区分する性格が認められ、対象意識の高い存在であったと考えられる。

SD 8702と墓域区上の遺構は、一定の距離が保たれているが、SD 8702と居住区上の遺構の距離は一定でなく、特に近接する堅穴住居（SH 8713）は、縁辺の傾斜地に立地しており、住居遺構検出時には、一部にSD 8702埋土の堆積が認められた。

のことから、SD 8702内には、大がかりな水の流れは無く、空間のみによって区分されていたか、当初自然流路であったものが、周辺の水利改良によって干し土となり、その形状を意識して墓域区と居住区を分離したのか明らかにできないが、SH 8713使用時においては水の流れが皆無に等しかった様である。



第7図 S D8702 土層堆積図



第8図 S D8702 出土遺物

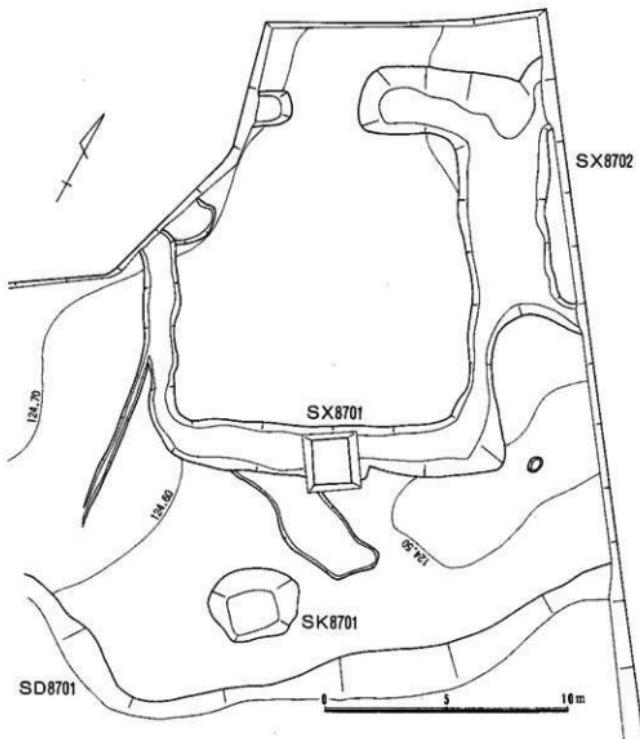
S D8702の出土遺物には、須恵器（33～39）と土師器（40～52）があり、いずれも遺構埋設時に堆積したものである。

須恵器には、壺（33）・脚台（34）・横瓶（35）・つまみ（36・37）・杯（38・39）がある。（33）は口縁部外面に稜を持つ古墳時代のものであり、高台を持たない杯（38）と持つ杯（39）は奈良時代以降のものである。

土師器には、小形丸底壺（40）・壺（41）・高杯（42～52）がある。中でも高杯は出土量が多く、杯部外面に稜を持たないもの（42）と持つもの（52）の二種がある。また、完形品が無く、脚柱部のみの出土が多いことを特徴としている。

SX8701

南北12m20cm・東西12m10cmのはば正方形プランを呈する。周囲には、幅1m～2m90cm・深さ20～30cm規模の周溝が取り巻く。マウンドは削平されており、平坦である。周溝部は、隅部においても連続しているが、北辺



第9図 SX8701・SX8702 遺構図

の中央のみ途切れ、陸橋部となる。また、その両端の周溝は、東部で幅広になるが、西部では、四隅する通常規模の幅となる。

周溝部からは、須恵器・土師器・灰釉陶器・黒色土器等が出土した。須恵器の杯蓋（21・22）・杯（23）・鉢（25）・黒色土器の楕の底部（26）・灰釉陶器の楕（24）は、いずれも周溝埋土最上層で出土しており、周溝の完全な埋設時期を平安時代中期に置くことができよう。また、（4～20）の遺物は、周溝の中層部から出土しており、基底部から出土したものは無い。このことから、これらの遺物は周溝内部のマウンド上か、主体部に供献されたものが、周溝内に転落したと考えられる。

須恵器は、杯蓋（4）と杯身（5）が1点ずつあり、（4）は天井部が水平である。

土師器は、盃（6）・高杯（7～9）・壺（10～14）・脚台（15・16）・底部（17～20）がある。壺（6）は直立する口縁が上部で外方に伸びる。高杯は器壁が薄く、壺は口縁の形状が受口状のもの（10）、直立気味に外反するもの（11）、外反するもの（12～14）の三種が認められる。脚台（15・16）は台付壺のものである。

SX8702

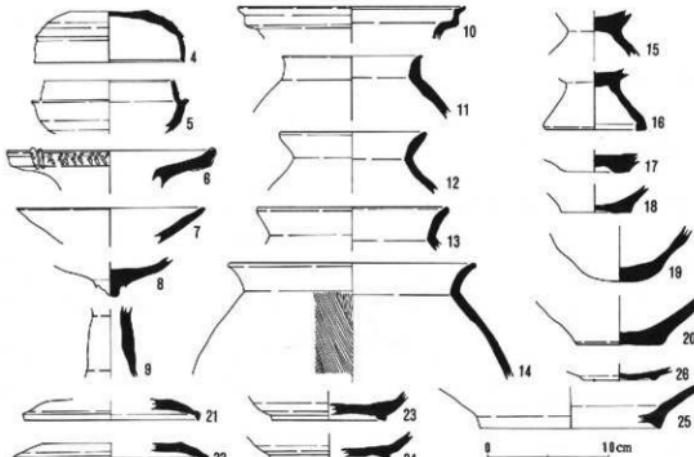
S X 8701の東隣に、周溝を共有する別の方形周溝墓が存在する。遺構の大半はトレンチの壁外に拡がっており、南北7m・30cm以上を測るが詳細は不明である。S X 8701よりも小規模であると推測される。

埋土の堆積状況や周溝基底部の構造からは、S X 8701との新旧関係を明らかにできない。出土遺物は無い。

SK8701

S X 8701とS D 8701に挟まれて位置する南北2m・90cm・東西3m・80cm・深さ35cmの土塗である。遺構埋土の最下層（暗灰色土層）より須恵器と土師器が出土した。

須恵器は、壺（27）と高杯の脚部（28・29）、さらに大形壺の口縁部（30）がある。（27）は、体部最大径11.0cmを測る。（28・29）は、短脚で三方に透しを持つ。また土師器は壺（31）と小形の壺（32・33）がある。



第10図 S X 8701 出土遺物



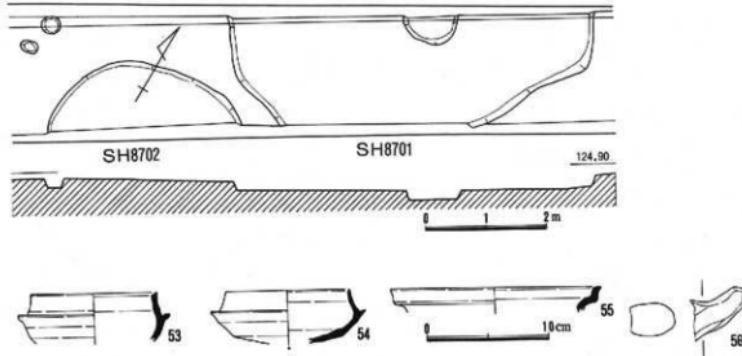
第11図 S K 8701 出土遺物

SH8701・SH8702

第1トレンチの東方で検出した2棟の堅穴住居跡。東方に位置するS H8701は、住居の南東コーナーと北半部を調査トレンチの壁外に出す一辺6m5cm以上の規模を持つ。住居の南西の一辺と東の一辺に鈍角の屈折が認められ、多角形平面の可能性が高い。壁高は、壁付近で25cm、中央部で35cmを測り、直径95cm・深さ18cmの円形炉を住居中央に持つ。

S H8701の南西に隣接するS H8702は、直径3m25cm以上の円形平面の堅穴住居跡で、南半部を調査トレンチの壁外に拡げる。壁高15cmを測り、炉の施設は確認されていない。

出土遺物は、S H8701から須恵器の杯（53・54）と土師器の甌（55）が、S H8702から土師器の把手（56）が、それぞれ確認されている。このうち（56）は、甌の把手と思われるが、住居平面が円形であり、カマド等の施設も確認されていないため、S H8702に伴う遺物であるか、堆積時に外部から混入したものか、不明な点を残している。



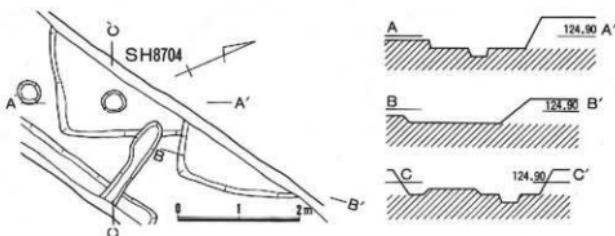
第12図 S H8701・S H8702 遺構と遺物

SH8703・SH8704

第1トレンチの西方で検出した2棟の堅穴住居跡。西方の先行する住居がS H8704、東方の後出する住居がS H8703である。2棟ともに遺構の大半部を調査トレンチの壁外に拡げるため、全体規模は不明である。

S H8703は、東西2m10cm以上・南北1m5cm以上・壁高15cmを測る方形平面の堅穴住居跡で、柱穴は確認されていない。一方のS H8704は、東西2m10cm以上・南北1m80cm以上・壁高18cmを測る方形平面の堅穴住居跡で、南西部の柱穴を残す。柱穴は、直径30cm・深さ10cmを測り、平面円形を呈する。

S H8703・S H8704は、ともに壁溝を持たない方形住居して共通の性格を持つが、出土遺物が無く、年代は不明である。



第13図 SH8703・SH8704 造構図

SH8705

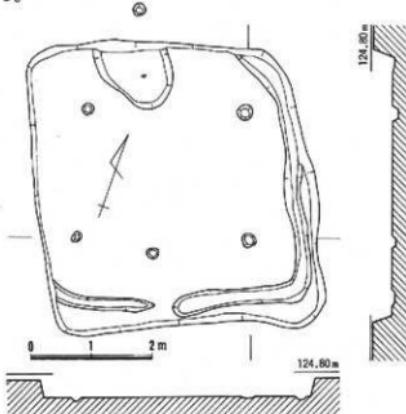
第2トレンチの東部で発見された堅穴住居跡が、北接する第3トレンチの南東隅に続いたため、トレンチの壁を開削し、造構の全体を検出した。

造構は、方形平面の住居跡で、北壁3m95cm・南壁4m40cm・東壁4m40cm・西壁4m40cmを割り、北辺が短いために、台形のプランを呈している。壁高は45cmを割り、床面に、壁溝・柱穴・カマド等の施設を残す。

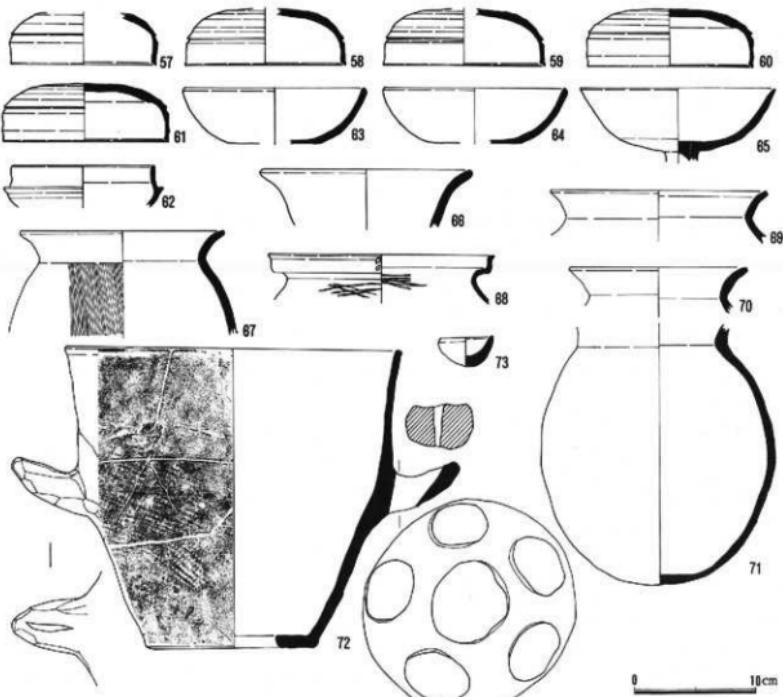
壁溝は、住居の東辺と南辺に認められ、幅18~25cm・深さ10cmを測る。壁溝は、東壁の北部において壁板に密着するが、南部では壁板から離れ、さらに南壁においては、壁板から15~40cmの距離を持つようになる。また、南辺の中央では壁溝が一部断絶し、入口施設の存在が予測される。

柱穴は、主柱穴4本と、南辺の中央寄りに1本の支柱穴が残される。主柱穴の柱間は、北辺2m60cm・南辺2m80cm・東辺2m10cm・西辺2m10cmを割り、各壁に50cm~1m60cmの間隔をおいて並行する。

カマドは、北壁中央にあり、北辺に直交する方向に造り付けられるが、天井部および袖部は既にくずれており、床の掘り込みだけを残している。また、燃焼部の奥壁には、煙道部が残されている。なお床部の掘り込み中央には、支柱石が残されている。



第14図 SH8705 造構図



第15図 SH8705 出土遺物

S H8705からの出土遺物には、須恵器（57～62）と土師器（63～73）があり、その大半が床面直上より出土しているが、（72）のみは、埋土から出土している。

須恵器は、杯蓋（57～61）と杯（62）がある。杯蓋は、天井部がわずかに丸味を帯び、口縁端部に内傾する凹面が明瞭に残されている。天井部と口縁部は稜によって明瞭に区分される。天井部の調整方法では、天井部の先頭後まで回転ヘラ削りが認められる。杯身は、直立する口縁端部に内傾するゆるやかな段を持つ。

土師器は、高杯（63～66）・甕（67～71）・瓶（72）・手ぐすね土器（73）がある。

高杯には、杯部が内窓気味に立上がるも（63～65）と、受部と口縁部が稜によって区切られるも（66）があるが、いずれも脚部を欠損している。

甕には、口縁部が受口状を呈するも（67）と、外反するも（68～71）がある。（67）は器壁が薄く、口縁部外面に棒状浮文を持つ。また体部には粗い斜方向のハケを施す。口縁の外反する甕（68～71）は、いずれも器壁が肉厚であり、体部に密な縱方向のハケを施すも（69・71）がある。

瓶（72）は、体部に凹線を巡らせ、その下間に格子の叩きを施した後、ナデ調整される。把手部の中心には、一条の溝が彫り込まれ、上下方向に完通している。所謂「韓式土器」に含まれる土器である。

SH8706

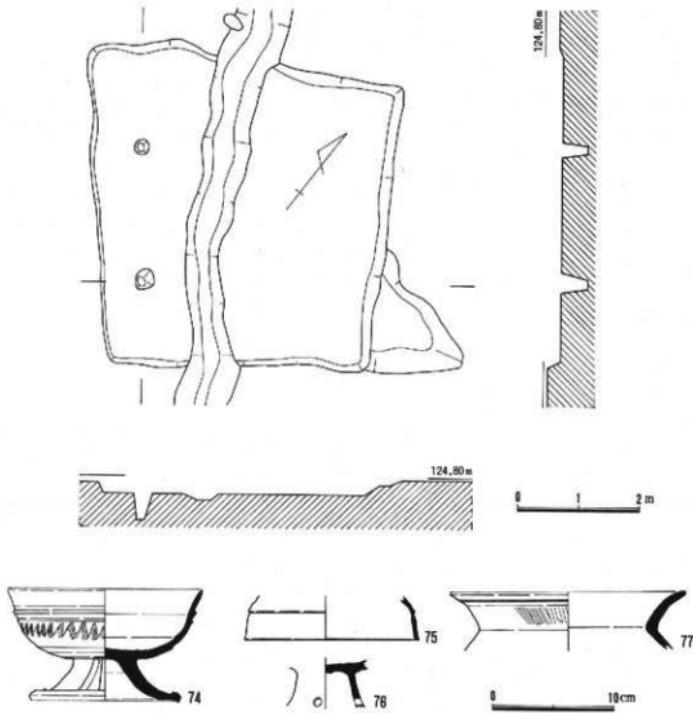
第2トレンチの西端で検出した堅穴住居跡。遺構の南大半部を調査トレンチの壁外に拡げており、東西2m60cm以上・南北80cm以上・壁高18cmを測る。壁溝・柱穴等は確認されていない。

出土遺物は無く、時期は不明。

SH8707

第3トレンチの西端に位置する堅穴住居跡で、SD8702に先行する。遺構は、北壁5m20cm・南壁4m30cm・東壁4m80cm・西壁5m20cmを測る。南壁が短いために、平面形は台形に近い四辺形を呈する。

壁高18cmを測り、西半分の床面にのみ柱穴を残す。柱穴は、直径18~26cm・深さ35~40cm、柱間2m20cmを測る。床の東半分は、遺存状態が悪く、主柱穴の位置が不明である。また、壁溝・炉・カマド等の施設は確認されなかった。



第16図 SH8707 遺構と遺物

S H8707の出土遺物は、須恵器(74~76)・土師器(77)がある。

須恵器は、無蓋大形高杯(74)・杯蓋(75)・無蓋小形高杯(76)がある。(74)は、杯部が深く、直立気味に立ち上がる口縁端部は丸く仕上げられている。口縁部外面には二条の凸線が巡り、その下方に波状文を持つ。脚は相対称と思われる台形の透し窓を持つ。(75)は、大井部と口縁部を区分する稜を明瞭に残す杯蓋であり、(76)は、円形の透し孔を残す。

土師器は、口縁部の外反する甕(77)である。

SH8708

S H8707の南東に隣接する堅穴住居跡で、北壁4m80cm・南壁4m40cm・東壁3m85cm・西壁4m40cmを測り、東壁の短い台形に近い平面形を呈する。

壁高20cmを測り、壁溝・炉・カマドの施設は無く、四本主柱穴のみを持つ。主柱穴の柱間は、北辺2m50cm・南辺2m25cm・東辺1m70cm・西辺2m15cmを測り、各壁に60cm~1m10cmの間隔をおいて並行する。

住居の南東コーナーには、南北60cm・東西72cm・深さ25cmの土壙がある。

出土遺物には、須恵器(78~83)・土師器(84~90)・石製品(91)がある。

須恵器は、杯蓋(78・79)・杯(80・81)・無蓋大形高杯(82・83)がある。杯蓋は、大井部と口縁部を区切る稜が明瞭で、直下に伸びる口縁の端部に内傾する凹面がみられる。(82)は、丸味を帯びた天井部を持つ。杯は、たちあがりの口縁端部に杯蓋と同様の内傾する凹面がみられる。無蓋大形高杯は、上方で外反気味になる口縁部の外面に二条の凸線が巡り、その下方に波状文を持つ。(82・83)ともに脚部を欠損している。

土師器は、高杯(84・85)・甕(86~88)・把手(89・90)がある。高杯は、口縁部と受部がゆるやかな稜で区分される。口縁部は直線的に伸びる。脚部は中空で、下方で開き、端部を下方へ肥厚させる。甕は、外反する口縁を持ち、器壁が内厚である。体部外面には、縱方向ないし斜方向の粗いハケを施す。把手は、蓋に伴うと思われ、断面は円形を呈する。

石製品には、滑石製紡錘車(91)がある。

SH8709

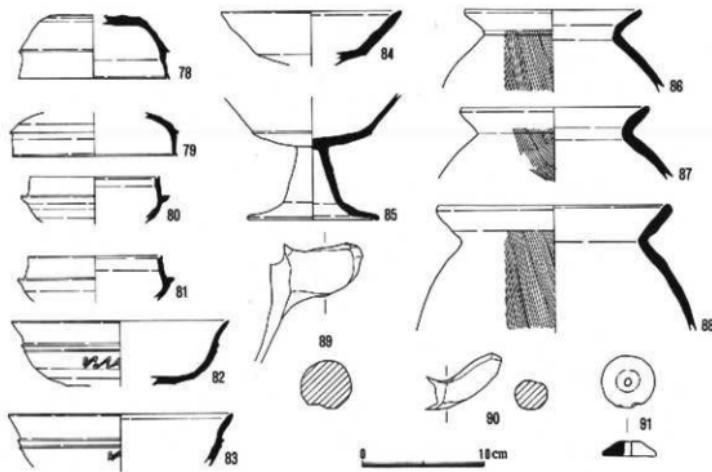
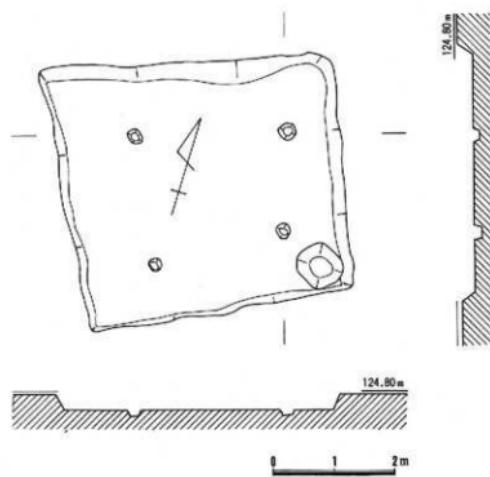
S H8708の北東に隣接する堅穴住居で、北壁5m60cm・南壁5m20cm・東壁4m10cm・西壁3m15cmを測る。西壁が幾分短いために台形に近い平面形を呈するが、基本的には長方形プランの住居である。

壁高は25cmを測り、床面に主柱穴・支柱・土壙を残し、壁溝を持たない。主柱穴の柱間は、北辺2m70cm・南辺2m50cm・東辺1m80cm・西辺1m60cmを測り、各壁に65cm~1m30cmの間隔をおいて並行する。支柱穴は、北辺の主柱穴の中心と、東壁寄りに各1本ある。

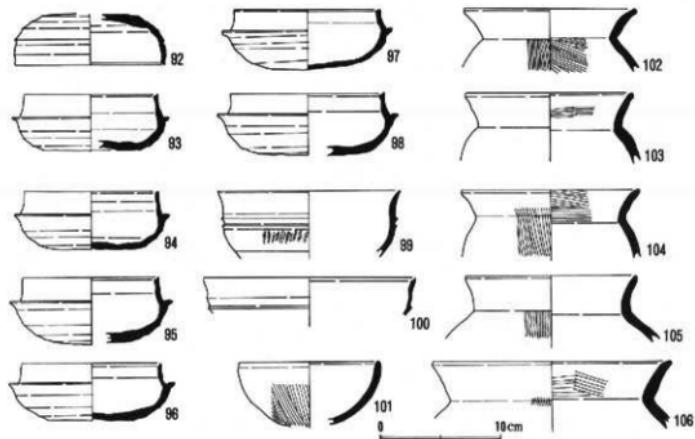
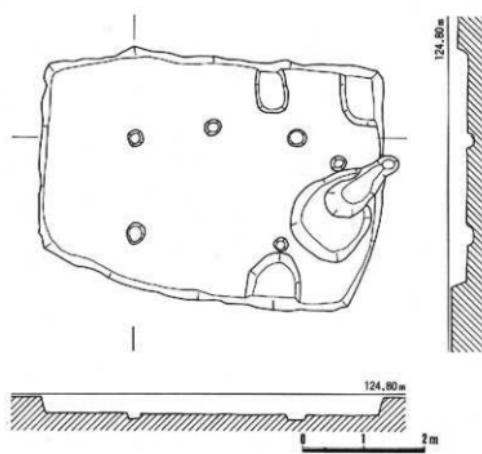
土壙は、住居の北東コーナー・北壁寄り・南壁の東寄りの3箇所にある。

また東壁の中央にはカマドが構築される。カマドは、壁面に対し斜方向に造り付けられているが、既に天井部と袖部を欠損しており、床部の掘り込みと煙道のみをとどめている。

カマドは、縱の奥行が2m10cm、幅が1m28cm、住居床面からの深さが30cmを測り、地下構造の深い床部を持った造構である。



第17図 S H8708 造構と遺物



第18図 S H8709 遺構と遺物

S H8709の出土遺物には、須恵器（92～100）と土師器（101～106）がある。このうち、（99）・（101）・（104）はカマド内部より出土し、他は住居の床面直上から出土した。

須恵器は、杯蓋（92）・杯（93～98）・無蓋大形高杯（99・100）がある。杯蓋は、天井部が丸味を帯び、天井部と口縁部が明瞭な稜で区分され、口縁端部に内傾する凹面を持つ。杯は、直上にたちあがる口縁端部に杯蓋と同様の内傾する凹面を残している。無蓋大形高杯は、外反気味に直立する口縁部と外面に巡る凸面を特徴とするが、凸面以下に施す波状文が（99）では断続的なものになる。

土師器は、碗（101）・甕（102～106）がある。（101）は内窓する口縁部を持つが、底部を欠損しているため、他の器種になる可能性を残す。甕は、くの字に外反する口縁を持ち、内面に粗いハケを残す。口縁端部は丸く終わるものが多い。

SH8710

第3トレンチの堅穴住居群のうちではほぼ中央に位置する堅穴住居跡で、主軸方位が西隣するS H8709に最も近い。

住居は、北壁4m80cm・南壁4m45cm・東壁5m10cm・西壁5m10cmを測り、やや長方形に近いプランを呈する。壁高は25cmを測り、貼り床が認められる。貼り床は厚く、住居の中央部において約15cmの厚みを測る。貼り床は、灰褐色粘土質土で形成され、床面に堆積・柱穴・カマドの施設を残す。

堆溝は、幅15～30cm・深さ15cmを測り、ほぼ四周するが、西壁中央・南壁西方・南東コーナーのそれぞれ一部が途切れる。西壁と南壁の壁溝の途切れは、いずれかが入口施設に伴うものと推測される。

柱穴は、4本の主柱穴が、北辺1m85cm・南辺1m40cm・東辺2m60cm・西辺2m55cmを測り、各壁に1m～1m35cmの間隔をおいて並行する。検出した柱穴プランは円形を呈し、直徑30cmを測る。

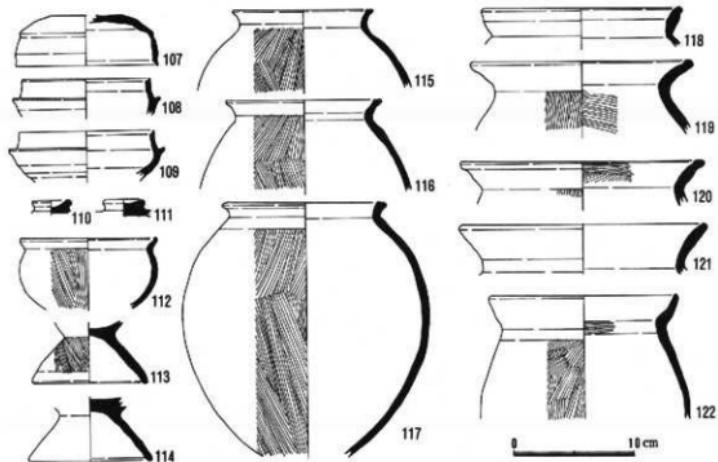
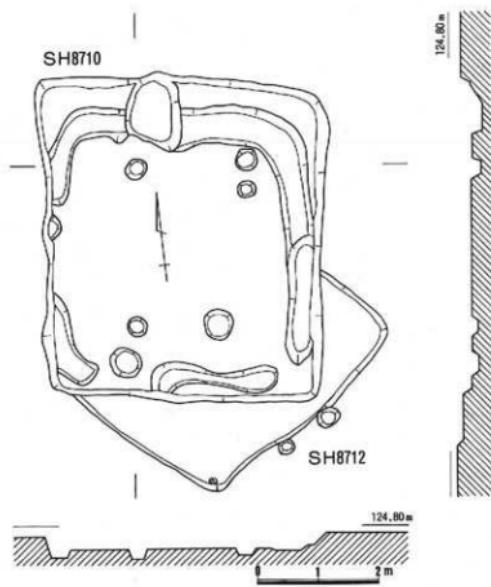
堅穴住居の柱穴については、検出したプランが柱穴規模になるのか、あるいは掘形規模になるのか疑問であったため、貼り床を除去した後に、西辺の二本をたちわり調査した。その結果、直徑13cm前後・長さ50cmの柱を検出したため、検出プランを掘形の規模と判断した。柱は先端を加工し、尖がらせた上で、掘形の基底部から下に約20cm打ち込まれている。

住居の北辺中央部には、カマドが構築されていたが、既に天井部と袖部を欠損しており、床部の掘り込みだけを残す。遺構は、奥行1m20cm・幅92cm・深さ15cmを測り、煙道及び支脚石の存在は不明である。

S H8710の出土遺物には、須恵器（107～111）と土師器（112～122）がある。このうち（108）・（113）・（122）はカマドから、（120）は壁溝から、（112）・（114）・（116）・（119）・（121）は貼床内部からそれぞれ出土しており、他は床面直上から出土した。

須恵器は、杯蓋（107）・杯（108・109）・つまみ（110・111）がある。（107）は、丸味を帯びた天井部、天井部と口縁部を区分する明瞭な稜、内傾する凹面を持つ口縁端部を特徴とする。杯（108・109）は直上する口縁端部に、杯蓋と同様の内傾する凹面を持つ。（110・111）は、有蓋高杯の蓋に伴うつまみと思われ、天井部の中央が凹んでいる。

土師器は、鉢（112）・脚台部（113・114）・甕（115～122）がある。鉢は、口径11.3cmを測る小形のもので、くの字に屈折して外反する口縁部を持つ。口縁の上端は、わずかに内側に肥厚し、丸く終わる。体部外面には、粗いハケを施す。（113・114）は、共に合付甕の脚台部である。（113）は、（114）に比べ幾分器壁



第19図 SH8710 造構と遺物

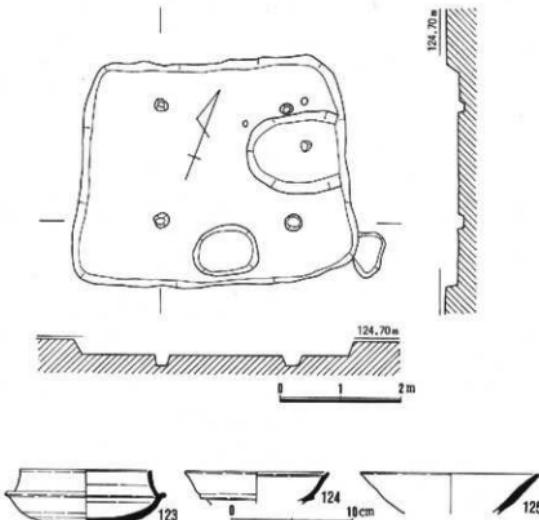
が肉厚で、脚下端部がわずかに内側へ肥厚する。（113）の外面はハケが残り、（114）の外面ナデ調整される。甕は、口縁部の形状が三種あり、外反して短く終えるもの（115～118）、大きく外反するもの（119～121）、内弯気味に立ち上がるるもの（112）に分かれる。（115～117）は、口縁の上端に水平な面を持ち、端部が外方に肥厚する。体部外面のハケが上半分で向きを変え、頸部に横ナデ調整施す傾向がある。（119～121）は、大形の甕で、口縁の端部が肥厚気味に丸く終わるもの（119・120）と、外傾する面をもつもの（121）がある。（122）は、所謂近江タイプの長副甕である。

SH8711

S H8710の東側に隣接する堅穴住居跡。住居は、北壁3m80cm・南壁4m60cm・東壁3m40cm・西壁3m60cmを測る。北辺が幾分短いために、合形に近い平面形を呈するが、基本的には長方形プランの住居跡である。

壁高22cmを測り、床面に主柱穴・土壙・カマドの施設を残す。主柱穴の柱間は、北辺2m10cm・南辺2m20cm・東辺1m90cm・西辺1m90cmを測り、各壁に50cm～1m15cmの間隔をおいて併行する。南壁中央付近には、南北80cm・東西1m10cm・深さ15cmの土壙が位置する。また住居の東壁中央にはカマドが構築される。カマドは、既に天井部と袖部を欠損しており、床部の掘り込みのみを残している。床部は、奥行1m45cm・幅1m30cm・深さ15cmを測り、中央付近に支脚石を残す。

S H8711の出土遺物には、須恵器（123・124）と土師器（125）があり、（124）はカマドから出土し、他の2点（123・125）は床面上より出土した。



第20図 S H8711 遺構と遺物

(123)は、たちあがりが高く、底部の平坦な杯で、(124)は、無蓋高杯である。(125)は、器壁の薄い土師器の高杯である。

SH8712

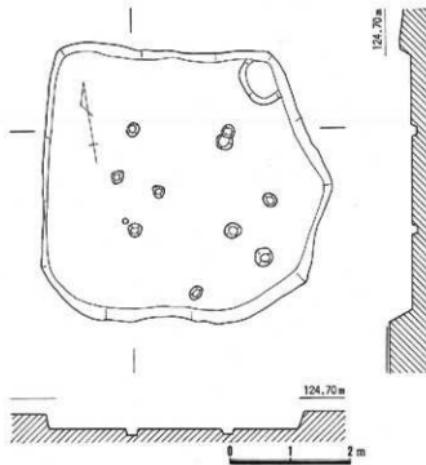
S H8710に先行する竪穴住居跡。同住居の南側に遺構の南壁を残す。南壁の規模は3m90cmを測り、壁高15cmを残す。床面では、柱穴・壁溝等の施設は確認されなかった。

出土遺物の中に実測可能なものは無く、時期は不明。

SH8713

S H8709の北側に隣接する竪穴住居跡。東壁が外側に張り出す多角形プランの遺構で、南北4m40cm・東西4m80cmを測る。壁高は25cmを測り、床面に4本の主柱穴と土壙を残す。主柱穴の柱間は、北辺1m60cm・南辺1m60cm・東辺1m70cm・西辺1m70cmを測り、各壁に95cm～1m30cmの間隔をおいて併行する。

S H8713の出土遺物には、須恵器の杯蓋(126)と土師器の高杯(127・128)がある。(126)は丸味をおびた天井部をもち、(127・128)の脚柱部は中空である。



第21図 S H8713 遺構と遺物

(2) 第13トレンチ～第16トレンチ

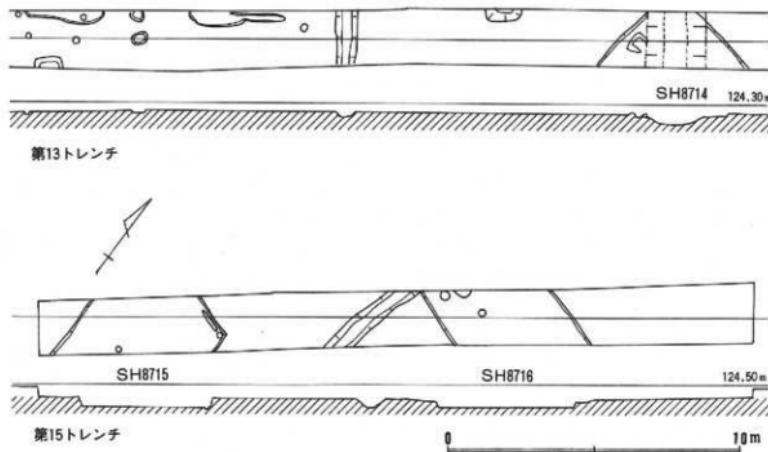
第13トレンチ～第16トレンチは、先の調査地点（第1トレンチ～第4トレンチ）の東方200m付近に位置する排水路工事箇所を対象する調査区である。

このうち最も西方に位置する第13トレンチでは、中央付近で竪穴住居跡を1棟検出し、SH8714とした。

SH8714は、遺構の南半部を調査トレンチの壁外に拡げるため全体規模は不明である。現存する北壁は3m80cm以上、西壁は3m90cm以上・壁溝20cmを測る。西壁の中央には、カマドが構築されている。カマドは、住居壁面にし直交して造り付けられており、袖部の一部のみを残す。

第14トレンチは、第13トレンチの南東に位置し、新川「古川」の工事箇所にあたる。前年度の調査では、この北部で遺構が確認されていたが、今回の調査では何等確認されなかった。

第15トレンチ・第16トレンチは、新川「古川」を挟んで第13トレンチの東方50cmに位置しており、東へ行くにしたがって地形が高くなる。第16トレンチでは二棟の竪穴住居跡（SH8715・SH8716）を検出した。



第22図 第13トレンチ・第16トレンチ 遺構図

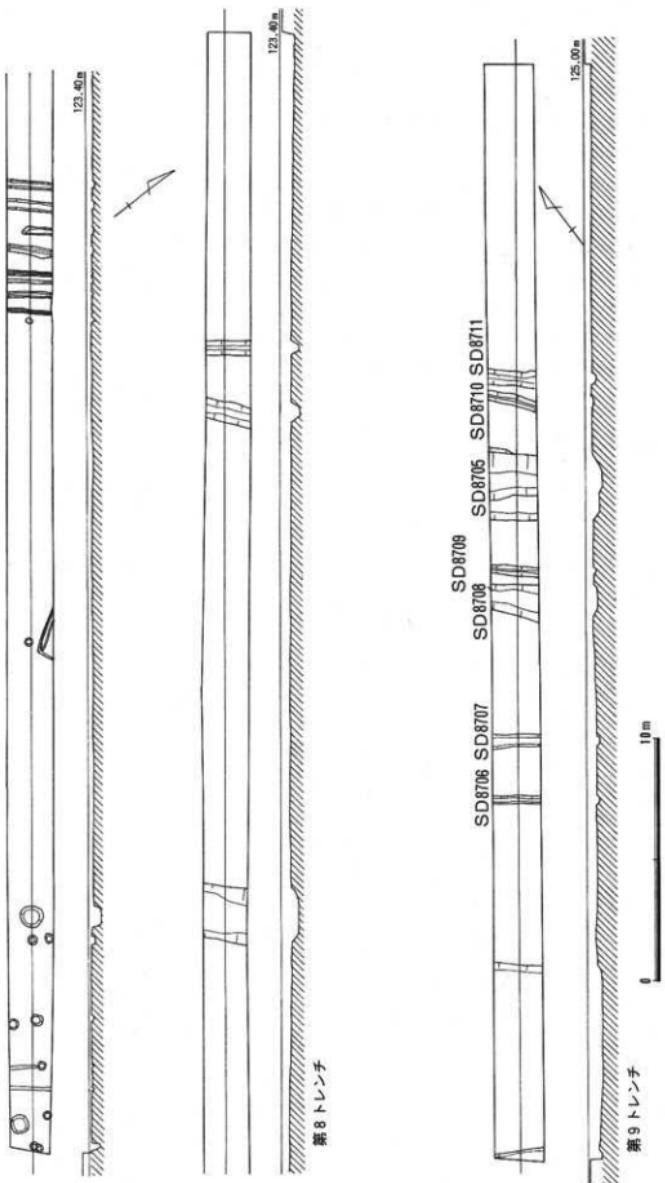
4. 市子遺跡の調査

(1) 第5トレンチ～第9トレンチ

第5トレンチ～第9トレンチは、現在周知されている市子遺跡の南東端部に位置する。このうち第5トレンチ～第7トレンチでは、二条の溝（SD8703・SD8704）を検出ただけであるが、第8トレンチと第9トレンチでは、多くの遺構を検出した。



第24図 第8トレンチ・第9トレンチ遺構図



第8トレントは南北方向に伸びる調査区である。この第8トレントでは、南寄りで柱穴群、中央部で素掘小溝群・北寄りで溝が確認された。

南寄りの柱穴は、直径30~50cm・深さ20~60cm規模を持ち、その一部が掘立柱建物を構成すると考えられるが、幅2m弱の線的調査であるため、詳細は不明である。中央部の素掘小溝群は現行の普及条里方位に合うと推測され、条里の普及後に規制された耕作痕と考えられる。北寄りで確認された溝は三条あり、一番北側の溝が先の素掘小溝群と同様に普及条里方位に合致し、他の二条の溝が、それよりも約15度東に傾く。この二条の溝の規模は中央の溝が幅90cm・深さ35cmを測り、南側の溝が幅2m30cm・深さ15cmを測る。

中央の素掘小溝群を検出した遺構ベースは、先行する別時期の遺物包含層であり、約60cm下層で溝を検出した。下層遺構面は起伏のある地形上で構成されており、後世の整地後に、素掘小溝群が現れると判明した。

第9トレントは、第8トレントの南方に位置する東西方向に伸びる調査区で、市子遺跡の南限にあたる。調査では、南北方向に走る溝を七条検出した。(S D8705~S D8711)。

S D8705~S D8709は条里方位に合致し、S D8710・S D8711は、それよりも東へ約15度傾く。S D8708・S D8709とS D8710・S D8711は、二条一対で畦畔遺構となる可能性を残す。

(2) 第10トレント～第12トレント

第10トレント～第12トレントは、県営かんがい排水事業に伴う調査と隣接しており、調査工程の都合上、境界の畦を設定できず、同時調査を実施した。両調査の相対関係は以下の通りである。

県営は場整備	第10トレント	県営かんがい排水	第1トレント
同	第11トレント	同	第2トレント
同	第12トレント	同	第3トレント

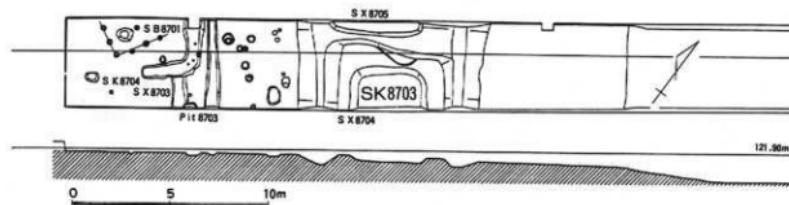
また、遺構名称は共通のものを用いている。^⑨

第10トレントは、昭和60年度に実施した発掘調査地点と幅6mの町道を挟んで接している。同調査では、沼沢地の西岸部に20数基の方形周溝墓(弥生時代中期後葉)が確認されており、第10トレントの東部では沼沢地が、西部では方形周溝墓群が、それぞれ検出の対象遺構となつた。

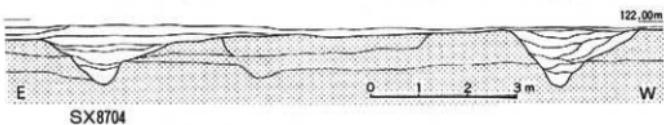
第10トレントの調査では、東半部に東西幅32m50cm・深さ1m10cmの落ち込みを確認し、西半部に方形周溝墓・溝・土壙・掘立柱建物等の遺構を確認した。

方形周溝墓は、3基(S X8703~S X8705)確認されたが、いずれも遺構の一部を調査トレントの壁外へ拡げており、正確な規模の判るものはない。最も西方に位置するS X8703は、東溝と南溝を確認した。東溝は最大幅1m35cm・深さ20cm、南溝は最大幅1m・深さ20cmを測る。南溝の西部と西溝が存在しない事は、周溝墓の構築された当初の遺構面が特に西側に高いものであり、それが後世の削平行為によって消失したと推測される。現存するマウンドの規模は、南北3m5cm以上・東西2m90cm以上である。

S X8703の東側には、南北に並ぶ二基の方形周溝墓があり、南側のものをS X8704、北側のものをS X8705と



第10トレンチ



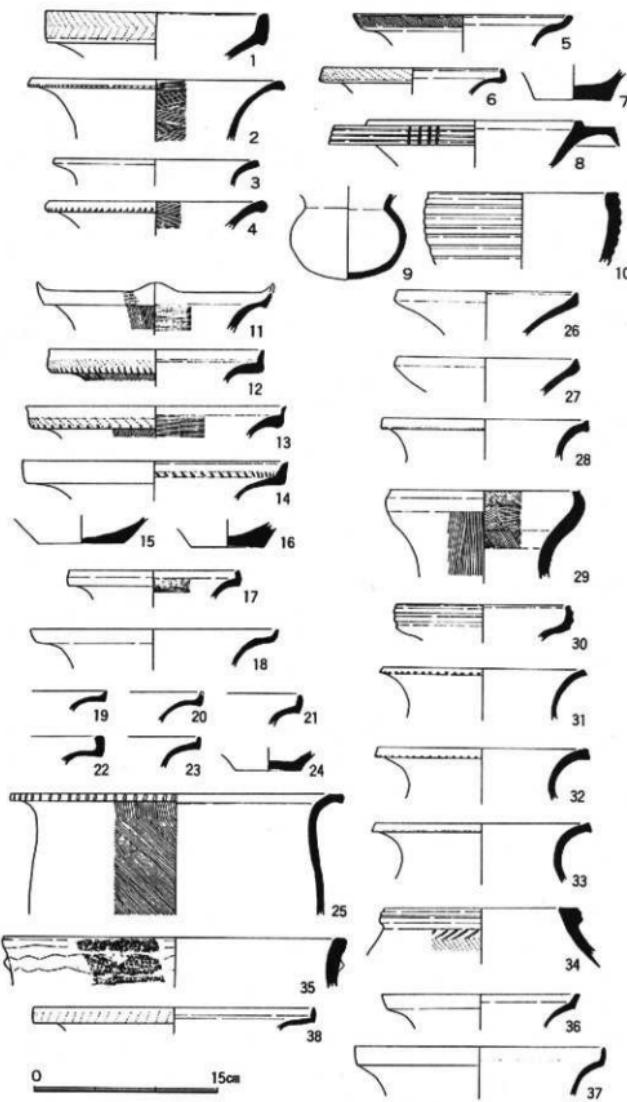
第25図 第10トレンチ造構図・S X8704断面図

する。S X8704のマウンド規模は、南北4m・30cm以上・東西6m・90cm以上を測る。S X8705のマウンド規模は、南北70cm以上・東西5m・60cm以上を測る。両造構の周溝は、埋土層の堆積状況を見る限り、併存する共有溝と判断される。周溝の各箇所の規模は、東溝が幅2m・30cm～4m・40cm・深さ40cm、西溝が幅2m・30cm～2m・60cm・深さ70cm、S X8704とS X8705との間の溝が幅80cm～1m・60cm・深さ30cmを測る。

S X8704のマウンド上には、土塹(S K8703)があり、南北幅2m・30cm以上・東西幅3m・90cm・深さ30cmの規模をもつ。造構の南側への拡がりが不明であるため、マウンドに伴う主体部であるか否かも判断できない。また、S X8703の南溝西延長上で検出した土塹(S X8704)は、南北45cm・東西70cm・深さ25cmを測る。

後世の削平を受けたS X8703のマウンド上には、掘立柱建物(S B8701)が存在する。造構は、2間(2m)以上×3間(3m)以上の規模を持つ矩形建物で、東部の拡がりを消失する。建物の主軸方位はN 27°Eを測る。昭和60年度に実施した北側隣接地では、平安時代後期頃のものとされる掘立柱建物が確認されているが、これらの建物造構の主軸方位は、瀬生郡条里方位(N 33°W)を前後するものが多く、今回のS B8701とは傾向が異なっている。

この他の造構として三条の溝がある。このうち第1トレンチの東端で検出したS D8712は、幅60～75cm・深さ15cmを測る。S D8712は、従来沼沢地と予測された落ち込みの東部に位置しており、市子遺跡の推定範囲を括げ



第26図 第10トレンチ 出土遺物

るものとなった。

第10トレンチの出土遺物には、縄文式土器・弥生式土器・須恵器等がある。各遺構からの出土遺物は以下の通りである。

SK8703

弥生式土器の壺（1～4）・小形壺（9）・甕（5～7）・高杯（8）がある。

壺のうち（1）は、屈折する口縁部の外面に刺突列点文が巡る。（2～4）は、外反する口縁部を持ち、（2・4）は端部が下方に肥厚し、刻み目を施す。また、この2点の壺は口縁部内面にハケが残り、ナデ調整されない。

小形の壺（9）は、球形の体部を呈するが、成形が粗い。

甕は、受口状を呈する口縁部（5・6）と、水平な底部（7）がある。（5）は口縁部の屈曲がゆるく、外面にハケを残す。（6）は内傾気味に屈曲する口縁部を持ち、外面に左上がりの刺突列点文を施す。口縁部内面には、ていねいなナデ調整が認められる。

Pit8701

弥生式土器の壺（10）が1点のみ出土した。（10）は内窓気味に立ち上がる口縁部の内面上方が肥厚し、外面に六条以上の回線文が巡る。

SX8703

周溝部より弥生式土器の甕（11～16）が出土した。甕は、受口状を呈する口縁部（11～14）と、底部（15・16）がある。（11）は、出土遺物中で唯一の波状口縁を呈する甕で、内外面ともにハケを施す。（12～14）は直立気味に立ちあがる口縁部を持ち、上端部に内傾する面を持つ。口縁部外面には、刺突列点文と刻み目を持つもの（12・13）と無文のもの（14）がある。（14）は、屈曲する口縁部の内面に刺突列点文を施す。底部（15・16）は、いずれも平底である。

SX8704

周溝部より弥生式土器の甕（17～25）・壺（26～33）・鉢（34）が出土した。

甕は、受口状口縁を呈するもの（17～23）と、外反する口縁を呈するもの（25）がある。（17）～（23）のうち、口径の求まるものは2点のみで、小形のものは口縁端部の屈曲が強く、大形のものは屈曲が弱い。この7点の口縁部は、いずれも屈曲した後、直立気味に立ちあがるものである。（25）は、外反する口縁の端部に面を持ち、刻み目を施す。（24）は、幾分凹底気味の底部である。

壺は、口縁部の外反するもの（26～28・31～33）と、受口状口縁を呈するもの（29・30）がある。外反する口

縁の端部は、面を持つもの（31・32）、上方に肥厚するもの（26・27）、上・下方に肥厚するもの（28・33）の三様が認められる。（31）・（32）は、口縁部下方に刻み目を施す。受口状口縁を呈する壺には、屈曲の弱いものの（29）と強いものの（30）がある。（30）は、外面に三条の回線文を施す。（34）は腰で屈曲し、内傾しながら立ち上がる鉢である。口縁の段部には、二条の沈線が巡る。体部には刻突文と列点文が巡る。

SX8705

東側の周溝より、縄文式土器の深鉢（35）と、弥生式土器の壺（36～38）が出土した。（35）は、口縁部の上面に面を持ち、外面に幅の広い凸帯が巡り、二枚貝条痕の押圧が認められる。（36）～（38）は、受口状口縁を呈する壺で、外面が無文のもの（36・37）と、刻突列点文を施すものが認められる。

第11トレンチは、第10トレンチの東端を南折して伸びるトレンチである。トレンチの北部には、南北48m・深さ1mの落ち込みが認められ、その南方に方形周溝墓・土壙・柱穴群を検出した。落ち込みは第10トレンチ東部の遺構へ続くもので、昭和60年度に検出した沼沢へと続く小河川（流路）と考えられる。小河川左岸で検出した遺構は以下の通りである。

SK8705

南北6m・東西3m・深さ25cmの土壙である。遺構は壁面の立ち上がりが強いため、床面に計23の柱穴が確認されるが、柱穴は土壙の埋土を掘り込んでおり、土壙よりも後出する。

SK8705の出土遺物には、弥生時代後期の土器が含まれる。

SK8706・SK8707

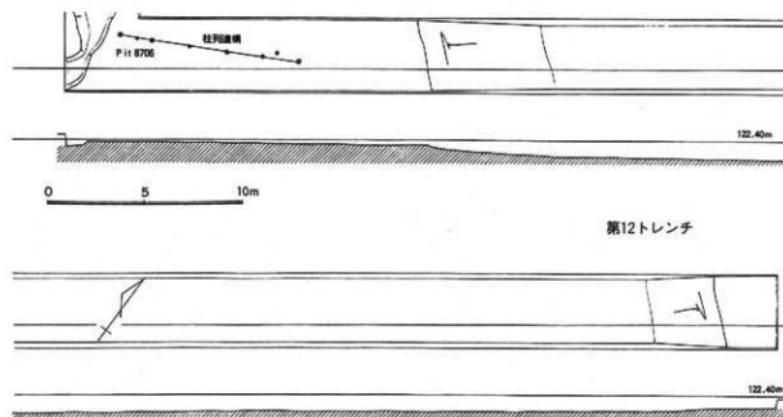
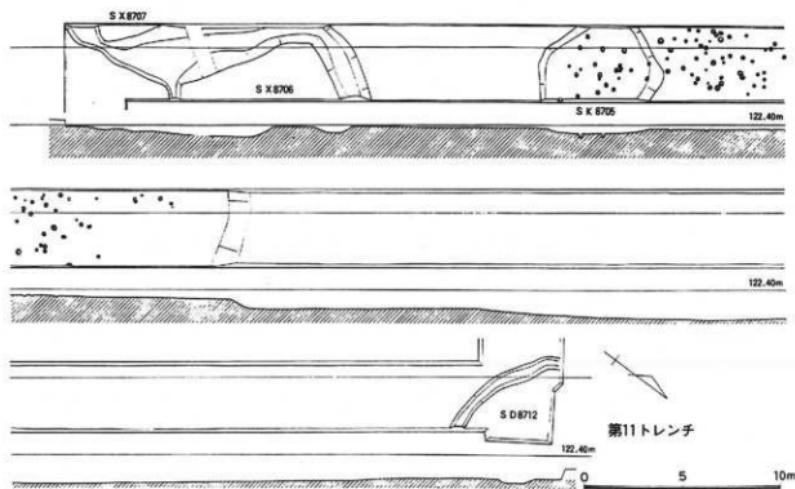
第11トレンチの南端において、東西に併存する二基の方形周溝墓を検出した。東側の遺構がSK8706、西側の遺構がSK8707である。

SK8706は、遺構の東部をトレンチの外方へ拡げ、南北7m・東西3m・深さ20cm以上のマウンド規模を測る。マウンドの三方に認められる周溝のうち、北溝は幅1m・深さ30cmを測り、SK8707と共に有する西溝は幅3m・深さ50cmを測る。また、南溝は幅60cm・深さ15cmを測るのみで、他の二方の周溝と比較して規模の小さいものである。

SK8707は、北溝をSK8706と共に有するが、南溝の位置は、SK8706の南溝より南方へ約2m・50cmずれる。SK8707の南溝は、幅1m・45cm・深さ25cmを測る。周溝墓のマウンド規模は、南北3m・10cm以上・東西90cm以上を測るが、遺構の大部分がトレンチの外方へ拡がるため、実態は不明である。

SK8706とSK8707の間に有する共有溝は、埋土の土層観察によても切り合い関係が無く、同時併存した周溝と考えられる。

出土遺物には、SK8705と同様に弥生時代後期の遺物が認められる。



第27図 第11トレンチ・第12トレンチ遺構図

小河川（落ち込み流路）

第11トレンチの北部から第10トレンチの東部を経て、昭和60年度調査地点東部の沼沢地へと至る遺構は、復元幅30～40m・深さ1m前後的小河川と考えられる。

埋土から、須恵器・灰釉陶器・黒色土器が出土した。

第12トレンチは、第11トレンチの南端を東折して伸びるトレンチである。トレンチの東部には先述の小河川の延長が現われ、東西幅55m70cm・深さ1m10cmを測る。小河川西方では、柱列遺構が確認された。

柱列遺構

S X8706・S X8707の東側に、7つの柱穴からなる9m30cmの柱列遺構を検出した。遺構は、検出当初から獨立建物の桁行の可能性を持っていたが、直交する隣行の柱列は皆無であるため、柱列遺構とした。

柱穴は平面円形を呈し、直径10～20cm・深さ10～15cmの規模を持つ。西方より二つ目の柱穴（Pit 8706）から黒色土器が出土した。

第10トレンチから第12トレンチの検出遺構をまとめると、東方に西北西方向に伸びる小河川が走り、やがて沼沢地へと至る。小河川の左岸にあたる西側縁辺部には、弥生時代中期後葉から後期に至る時期に方形周溝墓が築造される。この時期の旧地形は現在の地形より起伏に富んだものであったが、後世の削平を受け、小河川が埋設され、現在の景観へと次第に変化したと考えられる。

5. ま と め

今回の堂田遺跡・市子遺跡の調査では、蒲生町の沖積低地における古墳時代集落と弥生時代集落の実態の一部を明らかにすることができた。そこで、この項では両遺跡の示す集落の特質を述べることで調査のまとめとしたい。

堂田遺跡とその性格

堂田遺跡は、これまで周知されてきた通り縄文時代の最初に集落の出現が認められるが、これに伴う資料としては現在のところ石匙等の石器が確認されているだけで、その時期について詳しくは不明である。集落として時期が判明するのは、弥生時代後期のことであり、昭和61年度に実施した調査で堅穴住居跡等の遺構を検出している。これは今年度の調査地点よりも北西に拡がる一帯であり、次第に古墳時代の集落へと変遷していく。集落が最も充実するのは、5世紀前葉から中葉にかけての時期であり、小河川が縱横に走る中で、居住区と水田区を位置づけた集落となる。小河川は、本来自然の生みだした施設であり、そこから水利を取り入れた自工的な溝を走らせ水田区が形成される。水田は、その正確な遺構を検出していないが、馬鍐等の木製農具の出土から、その存在は確かなものであり、小河川の検出状況から、自然地形に応じた不整形なものと判断できる。また、居住区も一箇所に密集したものではなく、分散した単位集団の居住区が水田区の間に存在していた様である。昭和61年度に調査した堂田遺跡北西部と今回の南東部とは、小河川の水利上の下流域と上流域に分かれる。下流域の住居は、布留式土器と一部に須恵器を共にするが、住居施設としてカマドの存在は皆無で炉の使用が認められている。一方今回調査した上流域では、計16棟の堅穴住居跡が確認され、そのうち5棟の住居にカマドが存在しており、住居群として、上流域が後出する傾向にある。

上流域の16棟住居の出土遺物には、時間的な隔たりがあまり無く、大阪府陶邑窯の中村編年で第Ⅰ型式第4段階に併行する時期の須恵器を主流とする^④。この須恵器は、杯蓋の天井部がやや丸味を帯び、蓋杯共に端部の内傾する凹面が明瞭化することがあげられる。

住居のうちSH8701～SH8713の13棟は、調査地点の括りから近接しており、住居施設に炉からカマドへの変換期の住居群として理解できる。

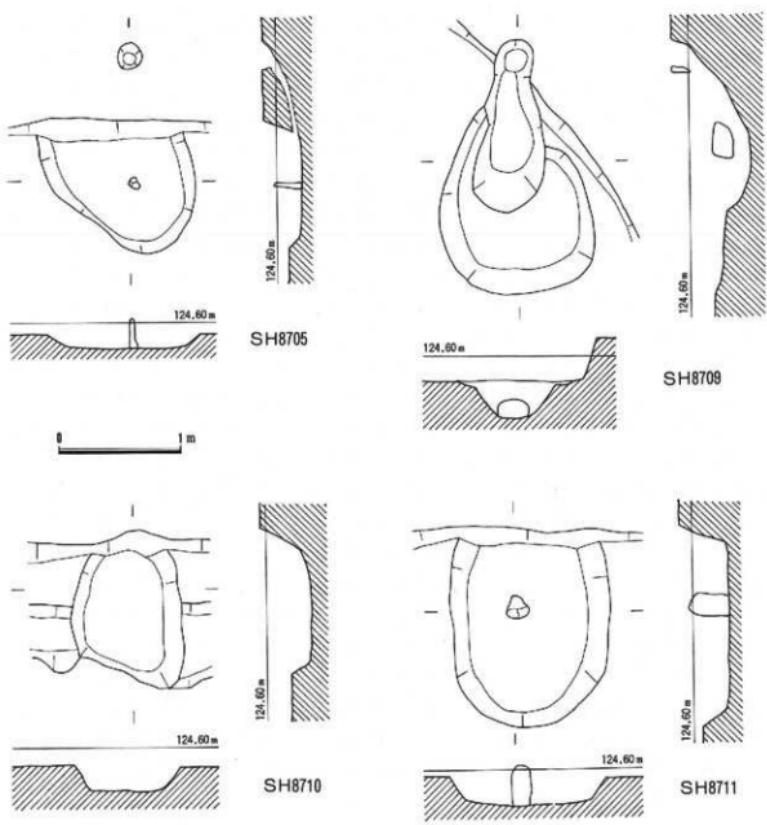
これらの住居の平面形は、基本的に正方形ないし長方形のプランであるが、大形の住居に1棟（SH8701）と中形の住居に2棟（SH8702・SH8713）に多角形プランが認められる。これは、カマドを持たず炉を採用していた住居の壁構造に原因するとみられ、同時に柱穴配列が他の住居と異なる点が指摘されよう。住居平面の四辺形化と、主柱穴の長方形化は、カマド採用に伴う壁構造の変化によるもので、旧来よりも高い壁が地表上に現われ、壁際のカマドと尾根の間に空間を生みだすこととなる。

カマドの確認された住居は、SH8705・SH8709・SH8710・SH8711の4棟と、第13トレンチのSH8714である。このうち先の4棟には、天井部と袖部の消失が認められ、いずれも床部の掘り込みを残すのみであった。床部のみを残すカマドの検出例は、高島郡安曇川町南市東遺跡・犬上郡甲良町下之郷遺跡をはじめ、滋賀県下の各地で多く認められるものである。^⑤

一般にカマドの構築は、住居建築時に位置ぎめをする事に始まる。窓穴の挖掘後には、カマドの煙道部が壁面に掘り込まれ、カマド床部を残し、貼り床の作業が行われる。煙道は、いかなるカマド（造り付けカマド）にも付随するもので、煙道の有無によって他の「ヘツツイ」・「クド」と区分されているが、^⑨住居壁の下方に付くものと、上方につくものが存在する。このうち前者は、遺構検出時に確認されることが多いが、後者は、住居本体に対する後世の削平行行為によって消失することが多い。煙道の構築についても、地山を直接に切り抜く方法と、上部から掘り下げた後、廃棄された瓦や土器で上部構造を作り、埋め戻す方法がある。また煙道の先端部については、構築部材の出土例が無いが、竹管等で作られ、雨水の侵入を防ぐ構造をなしていたと考えられる。さて、貼床作業の際には、既に主柱が建てられているが、カマドの床部にも支脚（多くは支脚石）が置かれ、粘土を敷いて火床とする。次に床部の両端部に袖部を構築する。ここまで作業は、比較的連続に進められており、発掘調査時において、最も検出例の多い状況とされる。袖部の構築は、粘土と山砂を混ぜたものが多いが、礫石や転用土器・瓦を混入して使用する例も多い。袖部が構築されると次に、両袖部の上方に構材がわたされ、焚き口の上部となる。また同時に、両袖部・炎窓・焚き口上部から内側に向けて構材が付け加えられ、掛口を持った天井部となる。掛口の直径は、使用された甕の胴部径によって決定される。また天井部の上部は水平にされ、他の土器類に熱を伝える機能があり、小形甕を置くことが多く、転落した小形甕がカマドの両脇（特に右側）から出土する。カマドの構造では、焚き口上部と天井部が最も弱く、墜落しやすい。調査検出時においては、この両部が赤褐色の焼土ブロックとして確認される。焼土ブロックは、検出と同時に硬化はじめめるため、速やかな掘り下げが必要である。除去後に使用された甕と支脚石が始めて出土する。また、残存する袖部は淡褐色を呈することが多く、赤褐色の焼土ブロックとは、かなり異なったものである。

以上のカマド構築法を前提として當田遺跡検出のカマドについて説明を続けると、第一に、天井部と袖部の欠損があげられる。これは先述した通り類例の多いことであるが、ここでは、墜落した焼土ブロックは皆無に等しく、構築後の使用期間が短く、且つ構造状態の弱いことが指摘されよう。第二は、カマドの主軸方位の設定があげられる。4基のカマドは、北西方向から北東方向にかけて主軸をむけている。本来カマドの向きは風の通りに規制されるものであり、煙道の排気方位と住居入口の位置が重要なポイントとなる。住居のうちS H8705・S H8710・S H8711の3棟は、住居壁面に直交してカマドを造り付ける最もボビュラーな方法を用いているが、S H8709のみは壁面に対して斜方向にカマドを造り付ける方法を用いている。これは、S H8709が前者の方法をとった際に、カマドの主軸方位が真東となり、これ防ぐものと思われるが、住居プランをS H8710と同様の縦長プランを採用し、北壁直交タイプのカマドとすれば、構築の手間を省くと考えられる。しかしながら、現状の構築を採用した背景には、S H8707・S H8708・S H8710・S H8713が既に併存していた可能性が推測されるのである。すなわち北壁にカマドを持つ南北に長い住居を構築するにはS H8713との距離が無く、変則的な現状プランの採用となつたのであろう。

さて、このS H8709のカマドの構造は地下構造の深いもので、住居床面から30cm下がり火床に至る。火床の最も深いところは住居の奥壁付近であり、基底部から住居外方に伸びる煙道は、傾斜角約49°を測る。本来、カマドの深さについては、支脚石と甕の大きさによって掛口までの寸法が決められるため、この遺構については、他のカマドに比べて住居床面からの構築高が低いと考えられる。またカマドの焚き口位置は、主柱穴の位置から住居壁面に直交することが予測され、住居内部での使用方向は他のカマドと大差なく、カマドの内部構造と使用時の掛口の高さだけが他のカマドと異なる構造を示すのである。このカマド構造は、須恵器の登り窯にみられる熱効率の良さを模倣したものであろう。



第28図 カマド遺構図

住居施設の中で、炉がカマドへ推移することは、全国各地にみられる事例であり、堂田遺跡の住居群も滋賀県の湖東地方における5世紀後半代の一例として理解されよう。この推移については、炉の持つ三大機能である採光・暖房・廚房のうち厨房機能に大きく関わっており、生活に三つの変化を持たすこととなる。これは第一に使用土器の変化である。旧来、炉の上に置かれた脚台付甕は、カマドの掛け口と支脚石の出現によって脚台部の消失へと連がり、熱効率の向上が土器容器の胴部径を增大化させる。脚台の消失については、カマドを持つ住居から出土する例も若干認められ、堂田遺跡においてもS H8710からの出土がある。これについては、相対量の変化を考え合わせて、炉を持つ旧形態住居からカマドを持つ新形態住居への移動時に搬入された可能性と、住居の中に炉とカマドの両方を備えたことの二通りがある。S H8710については前者の可能性を持つ。同住居は、堂田遺跡の住居群の中で唯一厚みのある貼床構造を持っており、貼床埋土からも脚台部を出土している。のことから、S H8710は本来炉を持つ構造であったものを、後に貼り床して、カマドを構築したことが推測される。これによって旧来の脚台付甕がカマド付住居に残されたのであろう。

生活変化の第二は、食生活の変化である。カマドの構造は先述した通りで、熱効率の大変良いものであり、炉の熱効率とは比較にならない事が理解されよう。したがって土器の変化やカマド構築技術者の参入にも影響されて、食事の変化が予測される。しかしながら、カマドの構築は即日的な導入であるが、食生活の変化は二次的な変化であるため、カマドの導入と長胴甕の出現には時間差が生まれる。堂田遺跡においては、S H8710に一例のみ長胴化の傾向の甕があるが、長胴甕の普及は、さらに以降のものである。^⑥ カマドの出現から食生活の変化までを土器の変化で示すと、脚台甕の消失・熱効率に応じた胴部径の大きい甕の出現・カマド熱に耐える器壁の肉厚化・カマド天井部両脇に載せる小形甕の増大・甕の出現・長胴甕の普及となる。

生活変化の第三は、住居構造の変化である。カマド上部と天井部との間には、防災と廚房の機能に適した高さが必要となり、壁材の高上化が起こり、住居平面が正四辺形化する。壁材の高上化は、住居の内部空間を拡げ、壁面の窓の出現で採光範囲が拡がる。また平面形の長方形化もカマド採用に伴うものである。

以上の生活変化を伴いながら堂田遺跡の堅穴住居群は存在するが、この住居群はS D8701と呼ばれる溝（小河川）で墓域と区画される。墓域には二基以上の方形周溝墓が存在するが、このうちS X 8701は住居群と大差ない時期の遺構であり、古墳時代の低墳丘墓と理解される。すなわち堂田遺跡の最縁は、沖積地を縦横に走る小河川が、居住区・水田区・墓域区を分けたものであり、単位群が分散して広範囲に分布し、各々が水田と墓域を管理した様子が窺える。

最後に、今回検出した遺構群の性格づけをすると、衛生部内におけるカマド導入集団の出現として堂田遺跡を評価することができよう。

ここに伝えるカマドは、堅穴住居に造り付けられた煙道を持つ厨房形態のみを指しており、土器で構成されるものを含まない。先述した熱効率の問題から、所謂「かまど形土器」がカマドと同じ機能を果たさない事は歴然としており、「かまど形土器」とカマドを別の出現として解釈したい。

全国に分布するカマドは、その採用年代から五期に大別される。その第Ⅰ期は、須恵器発生以前の庄内式土器から布留式土器移行期であり、大阪府堺市四ヶ池遺跡第8地区 S A01・愛媛県北久米遺跡第2号住居跡・福岡県福岡市西新町遺跡F地区第2号堅穴住居跡、同県浮羽郡吉井町塙堂遺跡B地区第1号住居跡地があげられる。^⑨ すなわち第Ⅰ期の存在は、須恵器製作集団の出現に先行するカマド採用として理解される。

第Ⅱ期は、大阪府陶邑窯第1型式（TK73～TK47併行期）の須恵器を伴うもので、5世紀から6世紀初頭に至る時期である。第Ⅲ期のカマドは東日本にも出現するが、多くは、西日本に分布する。大阪府堺市土師遺跡67

街地 S A01・和歌山県田屋遺跡・京都府八幡市新田遺跡 S B01等があげられ、須恵器の導入に伴うカマドの採用期と理解される。

第Ⅲ期は、6世紀から7世紀に至る時期で、全国的にカマド付住居が普及する。滋賀県下でも伊香郡高月町井口・柏原遺跡・長浜市柿田遺跡・犬上郡甲良町下之郷遺跡・神崎郡能登川町中沢遺跡・栗太郡栗東町高野遺跡等でカマド付住居の大規模集落が確認されており、また近江形の長胴土師甕が、やや後出して普及する。^⑪

第Ⅳ期は、8世紀で、東日本に採用の主体が移る。滋賀県下では、先の井口・柏原遺跡や犬上郡甲良町尼子南遺跡・下之郷遺跡等の降雪地帯を中心として採用が残る。^⑫ 西日本の住居形態は、掘立柱建物へと移行している。

第Ⅴ期は、9世紀以降で、一部を除き東日本のみの採用となる。

堂田遺跡から検出したカマドは、このうちの第Ⅱ期に属するものである。滋賀県内における同時期のカマドは検出例が多く、堂田遺跡の他に大津市真野神田遺跡・高島郡安曇川町南市東遺跡・愛知郡秦荘町経野正境遺跡・守山市吉身南遺跡・大津市野畠遺跡・伊香郡高月町唐川遺跡等が知られ、計20例以上の検出をみている。^⑬

こうしたことから、農耕を中心としていた堂田遺跡の中に須恵器を導入した集団が現われ、蒲生郡内の中で遅早くカマドを採用した事が理解される。この集団が、直接須恵器製作に関与したのか否かは不明であり、またカマド構築の技術者が、いかにした集落内に参入したのか疑問となる点も多くあるが、堂田遺跡の居住集団が馬糞を用いて農耕を進め、須恵器の導入と合わせてカマドを採用する等、蒲生郡内において卓越した先進集団として理解できる。

市子遺跡とその性格

堂田遺跡の東側に隣接する市子遺跡は、弥生時代中期後葉の遺跡として日野川水系の最も上流域に位置している。遺跡は、その存在年代から堂田遺跡に先行する集落として知られ、集落の変遷上は市子遺跡と堂田遺跡を一単位で捉えることが可能である。

市子遺跡は、堂田遺跡よりも低位に立地し、小河川の一つが連がる沼沢地を中心を持つ。前年度までの調査では、沼沢地以西に広がる一帯を遺跡として周知していたが、昭和62年度に実施した別件調査において、沼沢地以東に古墳時代の集落を確認するに至っている。

当初、弥生時代中期後葉の方形周溝墓は沼沢地の西岸にのみ分布すると予測されていたが、今年度の調査によって、小河川の西岸（左岸）沿いに分布することが判明し、その距離は約500mに及んでいる。また、小河川の幅が狭くなる上流では、東岸（右岸）にもその分布を拡げており、造構の年代も弥生時代中期後葉から後期に至ることが明らかになった。

したがって市子遺跡の範囲は、旧来の予測よりもかなり広範囲なものとなり、方形周溝墓の線的な分布が明らかになった。市子遺跡では小河川の水利を生かした稻作農耕の存在が理解されるが、水田区と居住区の位置と分布についても、明らかでない。

小河川から沼沢地の縁辺部に立地したとはいえ、旧形は起伏に富んでいる。この記述の削平と小河川の埋設については、後世の同時的な作業と考えられ、出土遺物の年代観から12世紀以前の作業と考えられる。これは蒲生郡条理普及に伴う作業と考えられ、この整地面よりも上方で、条里方位に規制された掘立柱建物・堀掘小溝群等が確認されている。

市子遺跡の要所でみられる重層する遺構面の形成は、その多くが条里制の普及に伴うものと考えられるが、その施行年代については今後報告する各地点の調査結果の中で明らかにされよう。

最後に市子遺跡の方形周溝墓について、その特徴をあげ、遺跡の性格にふれてみよう。

弥生時代の集落は、一般に居住区・水田区・墓城区で構成されるが、明確な分離が行なわれる時期は一様でなく、個々の遺跡によって分離・完成する時期は異なる。たとえば近江八幡市蛇塚遺跡では、中期後半に出現する集落の中で、居住区と墓城区の分離が認められるのは後期中葉のことであり、^⑨ 旧来の集落の東部の微高地に環溝の巡る方形周溝墓群が出現するが、同市浅小井遺跡では、同じ中期後半に居住区と墓城区の分離が完成しており、^⑩ 墓城区の内部に一条のV字溝が伸び方形周溝墓群と土壙墓群を区別し、墓城区の細分化が進んでいる。

こうした中で、市子遺跡では中期後半に居住区と墓城区の分離が完成しており、小河川と沼沢地の縁辺に墓城区を細長く占地させている。

沼沢地等の低湿地に方形周溝墓を築造するのは、滋賀県下の湖東地方から湖南地方にかけての特徴である。守山市服部遺跡・同小津浜遺跡・草津市島丸崎遺跡・近江八幡市浅小井遺跡などが、これに該当する。一方、滋賀県湖北地方では、低湿地に隣接した微高地に築造されることが、坂出郡近江町法勝寺遺跡・長浜市鴨出遺跡等に認められる。これは低湿地上に水田区を占地した後の土地活用の觀念差が生み出したもので、前者は水田区に不向きな低湿地を墓城区とし、後者もまた水田の水利が困難な微高地を墓城区としている。

墓城区の中心となる遺構は方形周溝墓であり、市子遺跡では計30基以上の遺構が確認されている。方形周溝墓の周溝は概してV字溝に近いが、その断面形状は二段構成であり、上部は幅が広く、立ち上がりが緩やかであるが、下部は幅が狭く、立ち上がりの傾斜がきつい。この種の断面形状は、他の遺跡にも多く認められ、周溝部上方の削平された遺構では、下部の細くて鋭いV字溝が四凹している。市子遺跡では、下部の周溝が早期に埋没しており、上部の堆積土が有機化している。

マウンドの外縁に置かれた土器は、周溝内に転落した状態で出土しており、最も出土量が多いのは受口状口縁を呈する壺である。壺は体部下半に最大径を持つが、施文については、市子遺跡の土器は既存状態が悪く、不明である。また、弥生時代中期後半の方形周溝墓の周溝から受口状口縁壺が出土する事は、滋賀県の湖東地方から湖南地方にかけての一つの特徴である。

市子遺跡における方形周溝墓の拡がりと配列状況については、昭和60年度調査の報告を待って明らかにされると期待されており、今回の調査例からの言及は差しひかえたい。

以上の事から、堂田遺跡の集落に直接先行すると考えられる市子遺跡は、弥生時代中期後半に出現した集落であり、低湿地に湖東・湖南地方特有の墓城区を開拓し、日野川上流域の開発において重要な拠点となつたと理解される。

6. おわりに

今回の調査では、わずかな調査面積の中で、古墳時代集落堂田遺跡と弥生時代集落市子遺跡の遺構を明らかにすることができた。

堂田遺跡は、これまで5世紀前葉から中葉に至る集落とされていたが、今回の調査によって新たに後続する5世紀後葉の遺構を検出し、自然の小河川によって居住区・水田区・墓域を分離した様相が明らかとなった。この集落は蒲生郡内に遅く須恵器とカマドを導入した先進的な集団の居住地と理解できる。

また市子遺跡は、日野川の上流域に出現した弥生時代中期後葉の集落で、小河川から沼沢地に至る縁辺に大規模な方形周溝墓群を拡げることが明らかになった。

さらに同地域には、条里普及期に大がかりな整地事業が行われており、旧地形の削平・埋設が、遺跡の存在を覆い隠し、調査を困難なものにしていることが明らかになった。

これらの遺跡の形成と展開については、今後の調査報告によって一層明らかなものとされようが、今回の調査によって明らかにされた遺構は、弥生・古墳時代の集落を捉える上で貴重な資料となろう。

- ① 岡本武憲『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XIV - 5』（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会（以下、「滋賀県・協会」と略す。） 1987年）
 岡本武憲「蒲生郡外広・吳媛塚遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XIII - 3』 滋賀県・協会 1986年）
 田路正幸他「蒲生郡蒲生町外広遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XII - 4』 滋賀県・協会 1985年）
 葛野泰樹・日永伊久男・中川正人「蒲生郡日野町宮ノ前遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XI - 4』 滋賀県・協会 1985年）
 稲垣正宏「蒲生郡日野町宮ノ前遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XIV - 4』 滋賀県・協会 1987年）
 吉田秀則・森格也「蒲生郡日野町田寺・下森遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XIII - 3』 滋賀県・協会 1986年）
 ② 蒲生市内の遺跡については、調査を担当された北川浩・森藤博史（蒲生町教育委員会）岡氏の御教示を得た、記して謝意を表する。
 ③ 宮崎幹也「蒲生郡蒲生町市子遺跡」（『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書 V』 滋賀県・協会 1988年）
 ④ 中村浩『陶邑 I』（大阪文化財センター 1976年）
 中村浩『陶邑 II』（大阪文化財センター 1978年）
 ⑤ 中江彰『南市東遺跡発掘調査概要』（安曇川町教育委員会 1979年）
 宮崎幹也「大土郡甲良町下之郷遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書 XIV - 2』 滋賀県・協会 1987年）
 ⑥ 谷句「古代東国のかマド」（『千葉県文化財センター研究紀要 7』 1981年） 以降通例となった解釈である。
 ⑦ 石野博信「考古学から見た古代日本の住居」（大林太良・編『日本古代文化の探求 家』 1975年）
 ⑧ 田中勝弘「いわむる近江型土師器に関する一・二の問題」（『思想』第20号 京都教育大学考古学研究会 1984年）
 ⑨ カマドの定義と用語については、下記にしたがった。
 宮崎幹也「窓穴住居に付随するカマドの検討」（『紀要』第1号 滋賀県文化財保護協会 1988年）
 ⑩ 矢口吉文『四ツ池遺跡』（堺市教育委員会 1984年）
 折尾学他「西新町遺跡」（『高速鉄道開係埋蔵文化財報告 II』 福岡市教育委員会 1982年）
 馬田弘裕「家堂遺跡」（福岡県教育委員会 1983年）
 長井數秋「北久米遺跡」（『一般国道11号松山東道路関係遺跡埋蔵文化財調査報告書（I）』 愛媛県教育委員会 1971年）
 ⑪ 十河稔介「土師遺跡発掘調査報告書」（『堺市文化財調査報告書第 9集』 堀市教育委員会 1981年）
 山本高照「和歌山市田屋遺跡の発掘調査」（『考古学ジャーナル』 211 1983年）
 奥村清一郎「八幡地区岡場整備事業昭和58年度発掘調査概要『新田遺跡』」（『埋蔵文化財発掘調査概報（1984）』 1984年）

- ⑩ 前掲書⑨による。
- 田中勝弘『国道365号線バイパス工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—伊香郡高月町井口・柏原遺跡—』滋賀県・協会 1984年
- 平井美典『栗東町高野遺跡発掘調査報告書』（滋賀県・協会 1987年）
- 葛野泰樹『尼子南遺跡発掘調査概要Ⅰ』（滋賀県・協会 1985年）
- 松浦俊和「真野・神田遺跡」（『大津市文化財調査報告書』5 大津市教育委員会 1976年）
近藤滋・石橋正嗣他『轟野正境遺跡発掘調査報告書』（秦荘町教育委員会 1979年）
- 用田政晴『伊香郡高月町唐川遺跡』（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書IX-1』 滋賀県・協会 1981年）
- 宮崎幹也「近江八幡市蛇塚遺跡」（『は場整備関係遺跡発掘調査報告書X-2』 滋賀県・協会 1985年）
- 宮崎幹也『県営干拓地開墾遺跡発掘調査報告書Ⅲ—近江八幡市浅小井（高木）遺跡—』 滋賀県・協会 1986年）

図 版



調査前風景



作業風景



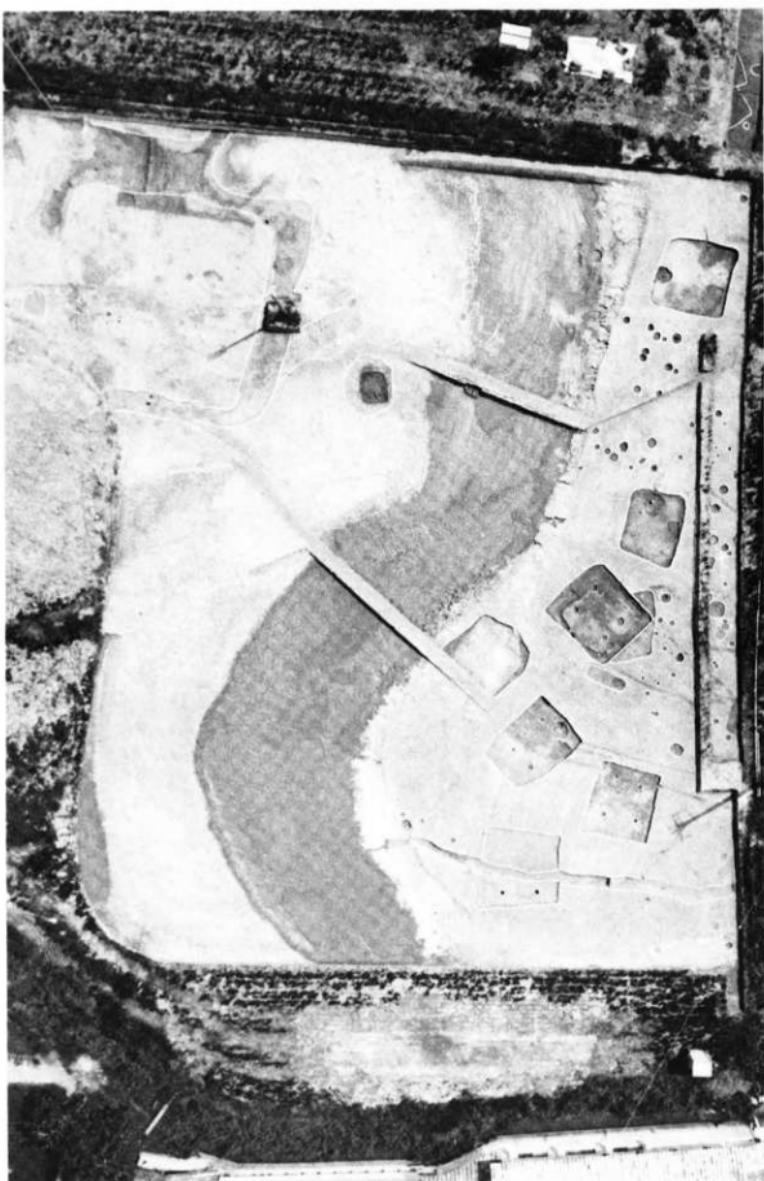
全景（北より）



調査地全景（北より）



調査地全景（東より）



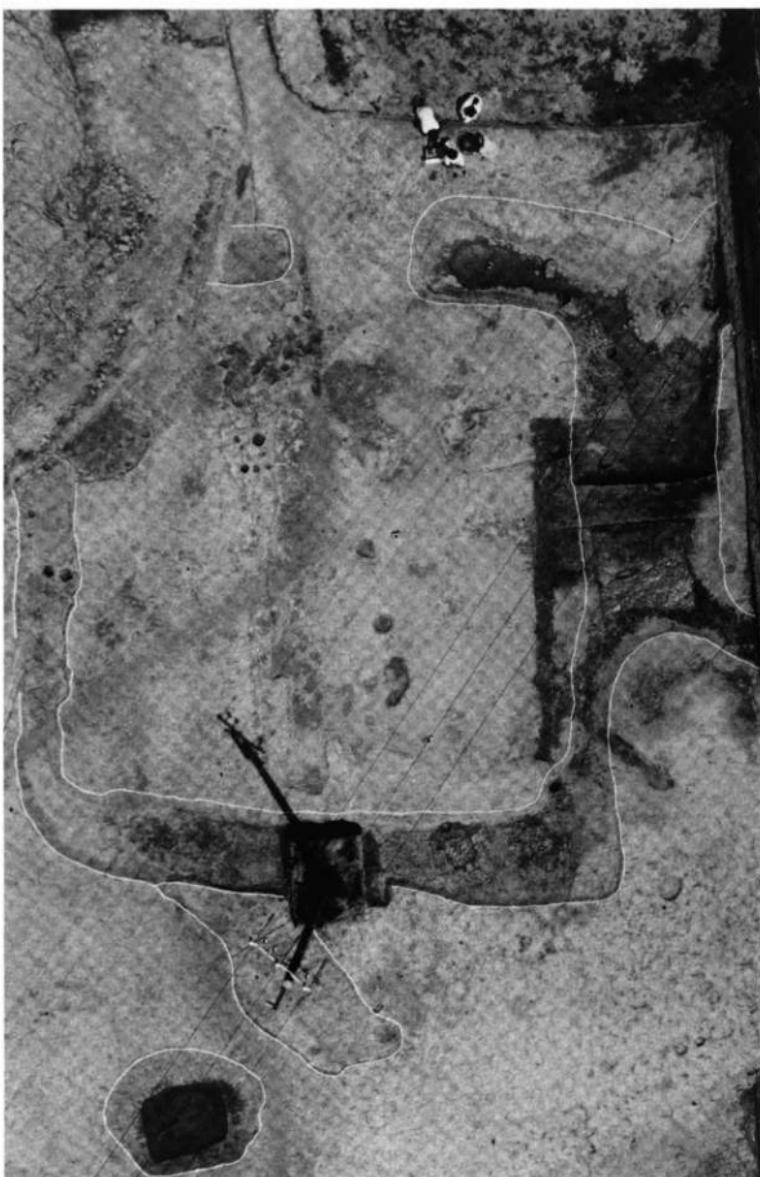
調査地全景



SX8701 (南東より)



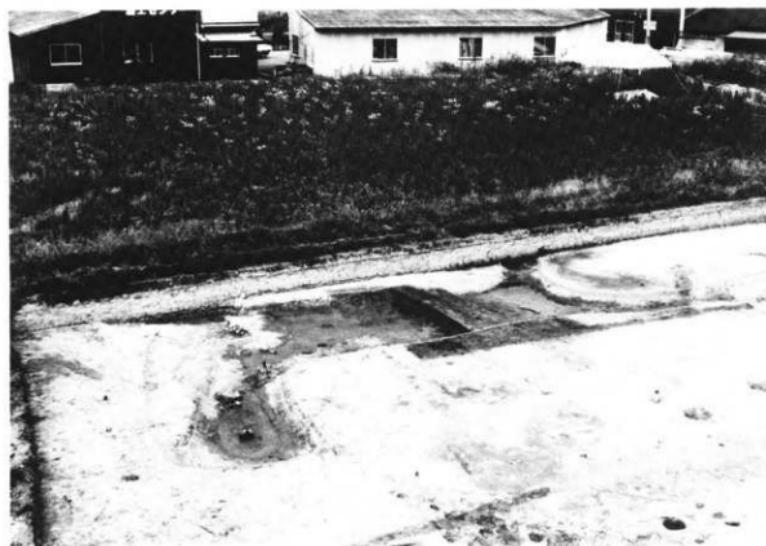
SX8701 (北西より)



SX8701 全景



SX8701 (北西より)



SX8701・SX8702



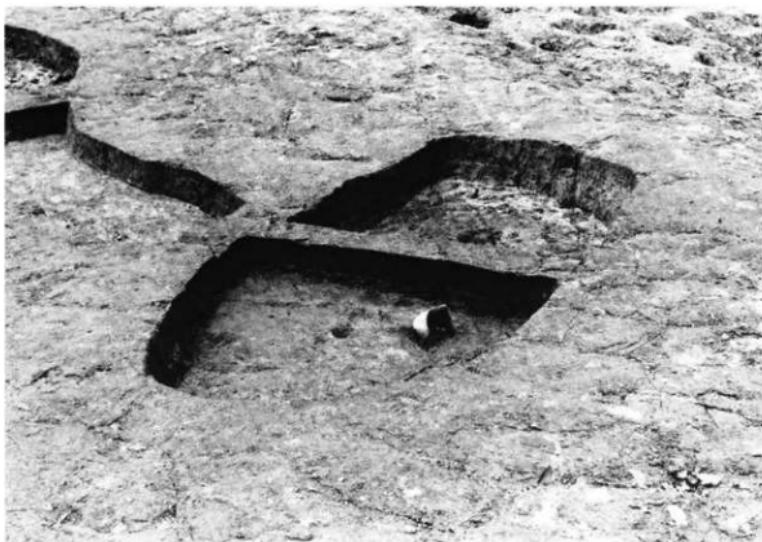
S X8701 周溝北西部



S X8701 遺物出土状況



SX8701 (南より)



土壤状遺構



SD8702 (南より)



第4トレンチ (北より)



第1トレンチ（西より）



SH8701・SH8702（西より）



SH8701 (南西より)



SH8703・SH8704 (南西より)



墓城区と居住区



全景（東より）



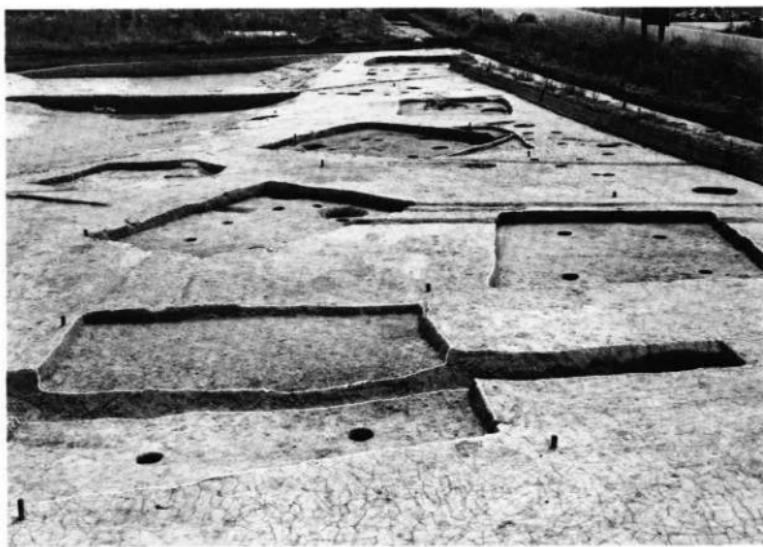
全景（西より）



SD8701 (東より)



竪穴住居跡 (東より)



竪穴住居跡群（西より）



竪穴住居跡群（北西より）



SH8705 (南より)



SH8705 (西より)



SH8710 (南より)



SH8710 (西より)



SH8710 柱穴



SH8710 柱穴

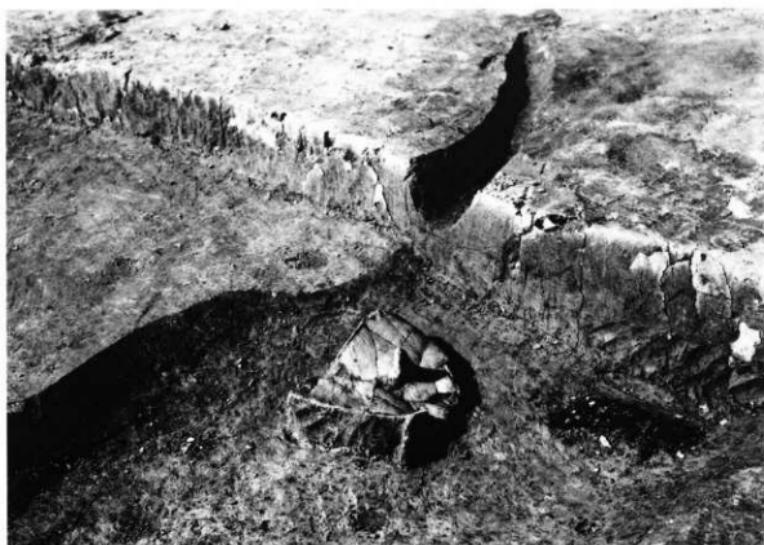


SH8705 カマド



SH8708 (北より)

圖版二一 堂田遺跡



SH8705 東壁



遺物出土狀況



SH8709 (南より)



SH8709 (西より)



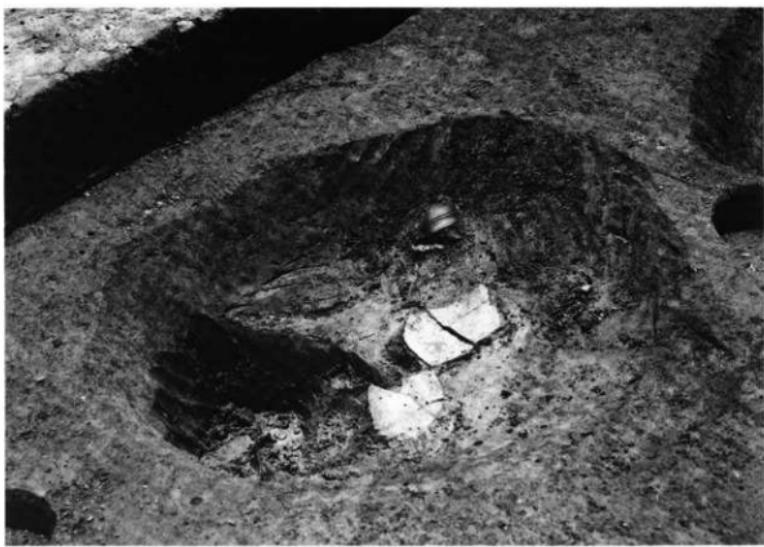
SH8709 (南西より)



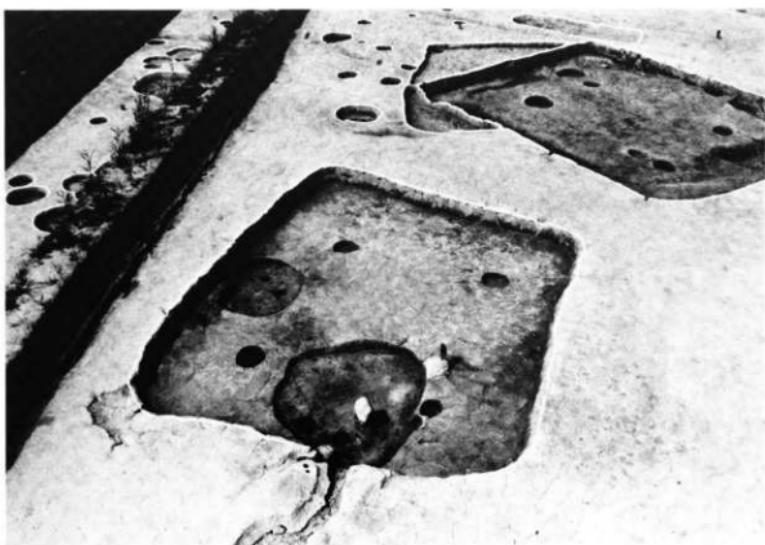
SH8709 カマド



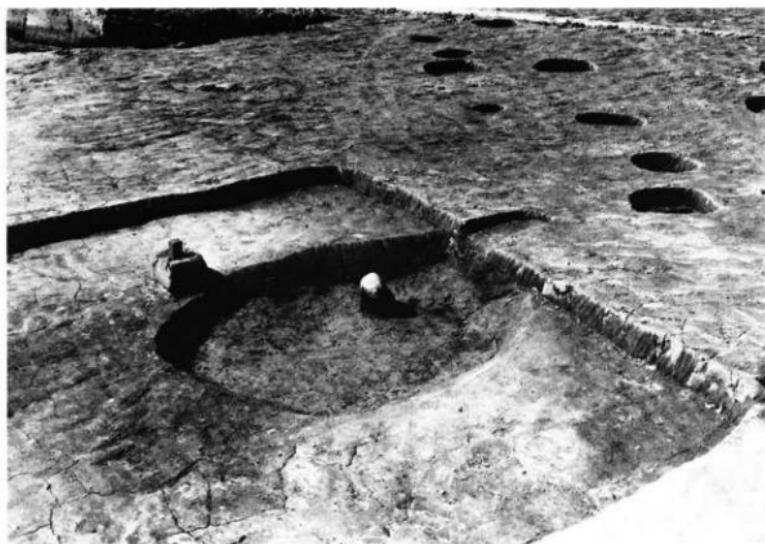
SH8709 (カマド)



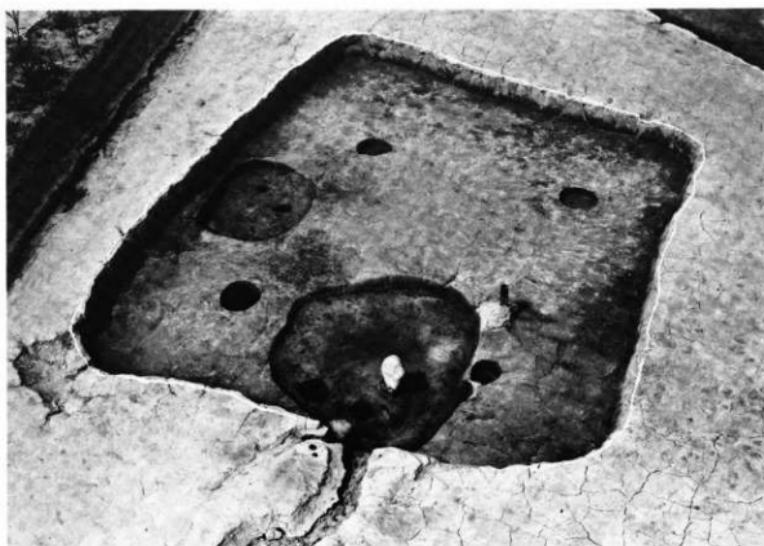
SH8709 カマド内 遺物出土状況



SH8711 (東より)



SH8711 カマド



SH8711 (東より)



SH8713 (西より)



第13トレンチ（東より）



SH8714（南東より）



第15トレンチ（南より）



第15トレンチ（北より）



第16トレンチ（東より）



SH8715（西より）



第16トレンチ（北東より）



SH8716（北東より）



第10トレンチ（東より）



第10トレンチ（東より）



第10トレンチ（西より）



第10トレンチ 土層断面



SK8704 (北東より)



SK8704 (北東より)



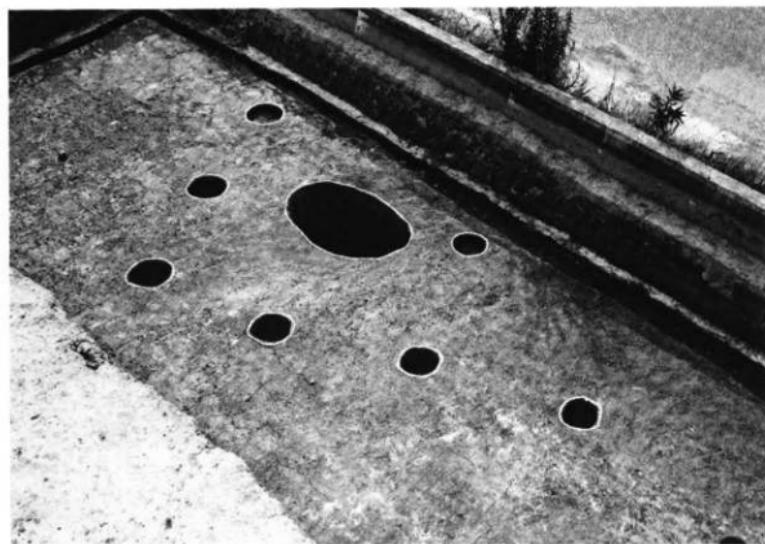
第10トレンチ（北東より）



SX8704 周溝上部



第10トレンチ 西部



SB8701 (南東より)



第10トレンチ（北より）



SK8705（北より）



S X 8706 (南より)



S X 8706 圓溝断面



第11トレンチ（北より）



SK8705（北より）



第12トレンチ（東より）



柱列遺構



第12トレンチ 小河川



第12トレンチ



第8トレンチ 素掘小溝群



第8トレンチ 下層遺構



第6トレンチ（北より）



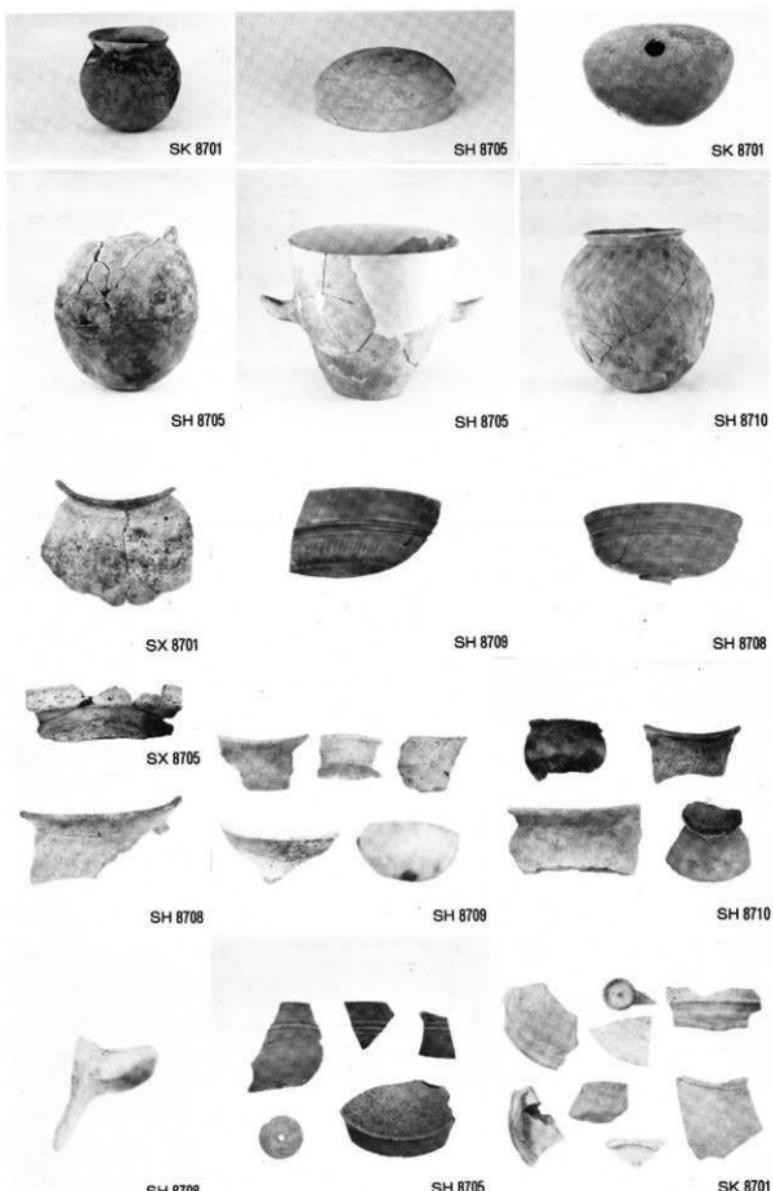
第8トレンチ（南より）



第9トレンチ（東より）



第13トレンチ（西より）



出土遺物

昭和 63 年 3 月

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 XV-3
—蒲生郡蒲生町 堂田・市子遺跡—

編集・発行 滋賀県教育委員会文化部文化財保護課
大津市京町四丁目 1-1
電話 0775-24-1121 内線 2536

財滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町 1732-2
電話 0775-48-9781

印 刷 所 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻 4-20